












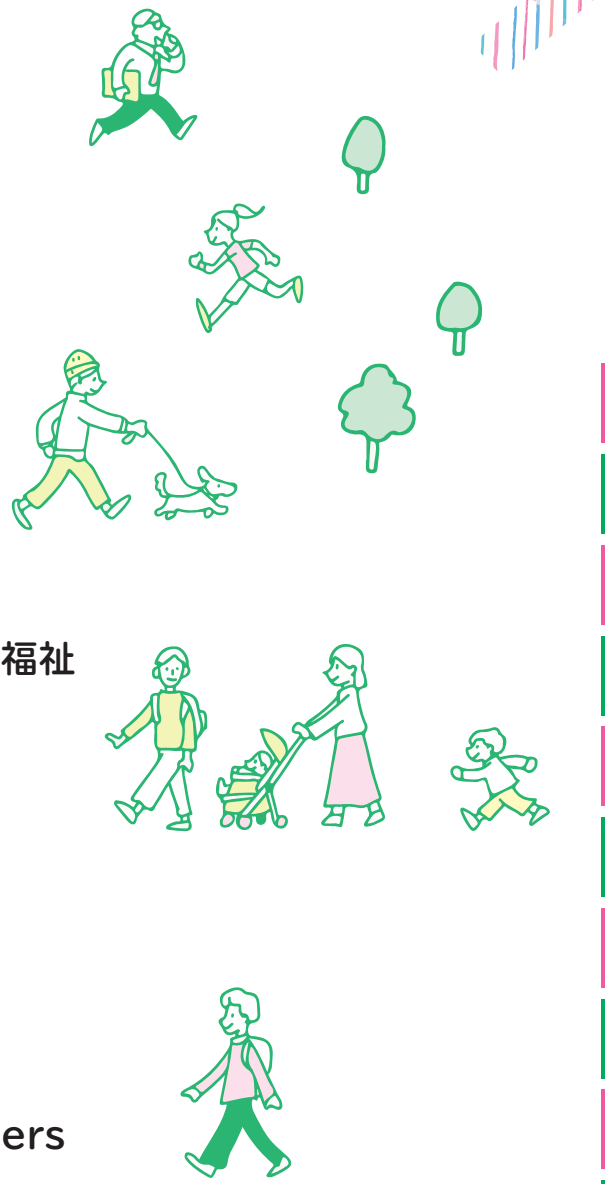


行政ガイドインデックス

- 30  いざというときのために
- 33  届出・証明
- 40  相談
- 43  税金・保険・年金
- 49  健康・保健
- 54  出産・子育て・教育
- 68  障がい者・高齢者・その他の福祉
- 75  ごみ・環境
- 79  上下水道
- 82  暮らし・仕事・交通
- 86  選挙・議会
- 87  施設マップ・一覧
- 90  外国人の方へ For foreigners





いざというときのために

救急・休日・夜間診療

八潮市立休日診療所 ☎995-3383

診療日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始
診療時間	午前10時～正午、午後2時～4時
場所	保健センター内
診療内容	内科・小児科

草加市子ども急病夜間クリニック ☎954-6401

診療日	毎日
診療時間	月～金曜日 午後7時30分～10時30分 土・日曜日、祝日、年末年始 午後6時30分～10時30分
場所	草加市立病院内(草加市草加2-21-1)
診療内容	0～15歳の患者で内科系の症状(発熱、腹痛、おう吐など)


埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199

緊急に医療機関の受診が必要なとき、診療できる病院を24時間体制で案内します。

埼玉県救急電話相談 ☎#7119(または☎048-824-4199)

相談日	毎日	受付時間	24時間
相談内容	急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。 ※子どもの相談は#8000または☎048-833-7911からも電話をかけられます。		

埼玉県AI救急相談

相談日	毎日	受付時間	24時間
相談内容	急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談ができます。 ※相談の結果で表示される内容はあくまでアドバイスです。 ※詳しくは、以下のURL先をご覧ください。		
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html		

(財)日本中毒情報センター

- ・大阪中毒110番 ☎072-727-2499(24時間)
- ・つくば中毒110番 ☎029-852-9999(24時間)

相談日	毎日
相談内容	毒物(薬、化学薬品など)を飲んでしまったときの応急手当の仕方をお知らせします。 ※状況によっては、すぐに119番(消防署)へ連絡

防災・緊急情報

問 危機管理防災課

内線804

▶ 防災行政無線テレホンサービス ☎0120-840-225(無料)

防災行政無線の放送した内容(定時放送を除く)が聞き取れなかった場合、放送後24時間経過するまで再度聞き直せます。また、放送終了後、少し時間を開けてからご利用ください。

▶ 災害用伝言ダイヤル 171

※災害時のみ利用できるサービスです。

●利用方法

「171」をダイヤルしたら、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。提供開始や録音件数などの提供条件は、NTTで決定し、テレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページなどでお知らせします。
※被災地内の方も、被災地外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
※録音された伝言は、被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。設定方法などは、NTTへお問い合わせください。



いざというときのために

▶ 緊急速報メール・エリアメール

回線混雑の影響を受けずに市内の携帯電話へ災害・避難情報を一斉配信するサービスです。配信する内容は、緊急地震速報、高齢者等避難、避難指示、警戒区域情報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報です。

※携帯大手事業者((株)NTTドコモ、KDDI(株)、沖縄セルラー電話(株)、ソフトバンク(株))以外の携帯電話をお持ちの方は各事業者へお問い合わせください。

▶ 埼玉県防災情報メール

埼玉県防災情報メールに登録すると、次の情報が配信されます。登録手続きなど詳しくは、QRコード「埼玉県防災情報メール(県ホームページ)」をご覧ください。

- 気象警報/注意報
- 地震情報
- 竜巻注意情報
- 土砂災害警戒情報
- 洪水予報
- 熱中症警戒アラート
- 避難情報
- 避難所等情報
- 危機管理情報
- 埼玉県からのお知らせ



▶ 全国瞬時警報システム(J-ALERT:ジェイアラート)

国が発信した武力攻撃事態などに関する国民保護情報や緊急地震速報のような即時対応が必要とされる緊急情報を、国が直接、市の防災行政無線の屋外スピーカーから、サイレンと音声による警報を放送するシステムです。家族や職場などで、放送が流れたときの行動を確認しましょう。

● 放送する緊急情報

- 弾道ミサイル情報
- 航空攻撃情報
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 大規模テロ情報
- 緊急地震速報(推定震度5弱以上が予想された場合)
- 震度速報(震度5弱以上の地震が発生した場合)
- 気象などの特別警報

※国からの情報を自動的に放送するシステムですので、誤報の可能性あります。その場合は、キャンセル放送が流れます。

※緊急地震速報は、震源が近いときや直下型地震の場合は、放送が間に合わない場合があります。

指定緊急避難場所・指定避難所

問 危機管理防災課

内線804

いざというときのため、自宅・職場などの近くの避難場所・避難所をあらかじめ確認しておきましょう。

所在地(あいうえお順)	名称	指定緊急避難場所	指定避難所	
大瀬	大瀬3-9-1	大瀬小学校	○	○
	大瀬6-3-1	やしお駅前公園	○	
	大瀬1304	大瀬運動公園	○	
	大瀬1516	中川小学校	○	○
	大瀬1847-8	八潮南公園	○	
圀	圀527	大曾根小学校	○	○
木曾根	木曾根1009-1	中川やしおフラワーパーク	○	
	木曾根322	老人福祉センター寿楽荘		○
古新田	古新田530	潮止中学校	○	○
大原	大原538-1	大曾根小北さくら公園	○	
	中央1-1-2	八潮中学校	○	○
	中央1-9	八潮中央公園	○	
	中央3-32-11	八幡公民館		○
鶴ヶ曾根	中央4-21-16	八幡小学校	○	○
	鶴ヶ曾根1	八條小学校	○	○
	鶴ヶ曾根650	県立八潮高校	○	○
	鶴ヶ曾根2213	下河原運動広場	○	



いざというときのために

所在地(あいうえお順)		名称	指定緊急避難場所	指定避難所
西袋	西袋625-1	西袋陣屋公園	○	
二丁目	二丁目1585	中川やしおスポーツパーク	○	
八條	八條555	八條中学校	○	○
	八條665	コミュニティセンター		○
	八條1150	八條北小学校	○	○
	八條1620-3	八条親水公園	○	
	八條2753-46	八條公民館		○
緑町	緑町3-9-1	松之木小学校	○	○
	緑町4-19-1	八幡中学校	○	○
南後谷	南後谷763-50	資料館		○
南川崎	南川崎519-1	県立八潮南高校	○	○
	南川崎822	潮止小学校	○	○
八潮	八潮3-27	大原公園	○	
	八潮5-9-1	大原中学校	○	○
	八潮7-42-1	大原小学校	○	○
柳之宮	柳之宮140	柳之宮小学校	○	○

食料や生活必需品の備蓄

問 危機管理防災課 内線804

大地震などの災害の後には、水道・ガス・電気などが長時間にわたって供給されないことが予想されます。このため、災害時に備えて、日頃から生活必需品を備蓄しましょう。

大規模災害時では、一時的に物流が止まり、必要としている物資が手に入らず、救援物資の供給にある程度時間がかかることが想定されます。7日分(最低3日分)以上の生活の備えをしておきましょう。

▶ 災害必需品

以下のリストは、最小限備えておくべき物の例示です。普段食べなれた食料を古くなったものから定期的に食べ、食べた分を買い足す「ローリングストック法」などを活用し、一人ひとりが自分に合ったものを考えて備えましょう。

食料品	<input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> ごはん <input type="checkbox"/> 缶詰、レトルト食品 <input type="checkbox"/> インスタント食品、ビスケット類
燃料	<input type="checkbox"/> カセットコンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ
照明	<input type="checkbox"/> ランタン <input type="checkbox"/> 懐中電灯
情報収集	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
生活用品	<input type="checkbox"/> ポリ袋、ごみ袋 <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> 携帯電話用充電器 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 軍手
医薬品等	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 三角巾
その他 持ち出し品	<input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑

洪水地震ハザードマップ

問 危機管理防災課

内線804

ハザードマップは、洪水や地震の被害が予想される区域、指定緊急避難場所・指定避難所、災害に対する知識・心得などの情報を掲載したものです。自分の住む地域の災害に対するリスクを認識し、日頃からの備えや、いざという時の避難行動について家族で相談しておきましょう。詳しくは、右のQRコードをご覧ください。



交通災害共済

問 市民課 市民係

内線210

皆さんが会費を出し合い、交通事故によって死亡したり、けがをしたとき、見舞金が支払われる相互扶助制度です。

● 加入できる方

市内に居住しており、市の住民基本台帳に記載されている方

● 申込場所

市民課、駅前出張所、市内の郵便局、草加工業団地内郵便局

● 共済会費

500円(1人・年額)

※年度途中で加入する場合も同額

● 共済期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

※4月1日以降の中途加入の場合は、申込日の翌日から翌年3月31日までとなります。加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効です。

災害見舞金

問 社会福祉課 福祉企画係

内線316

火災・風水害・地震などの災害に遭った被害者または遺族に、見舞金または弔慰金が支給されます。被害者または遺族の方は、災害を受けた日から30日以内に申請してください。

対象者	災害発生時に市の住民基本台帳に記録されている方(次に掲げる順位による) ・死亡…死亡者と生計を一にしている方①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 ・重傷…本人 ・住宅が全焼(壊)または半焼(壊)…居住者 ・住宅が床上浸水…居住者
請求期間	災害を受けた日から30日以内



届出・証明

住民登録

▶ 住所の届出

問 市民課 市民係

内線210

住民基本台帳とは、住民の居住関係を公証するもので、選挙人名簿の登録・国民健康保険・国民年金・義務教育の就学などの基礎となる大切なものです。

住所や世帯主が変わったら、すみやかに市民課または駅前出張所に届出をしてください。

また、虚偽の届出を防ぐため、届出人の本人確認を行っています。

▶ 転入届

問 市民課 市民係

内線210

● 他市区町村から八潮市に住所が変わったとき

● 届出期間

市内に住み始めてから14日以内

● 届出できる人

本人または同世帯員

その他の代理人(委任状が必要)

● 必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・転出証明書(前住所地の市区町村が発行)
※住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方で転出時に特例転出で手続きをした場合には、転出証明書の代わりに住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが必要
- ・住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードおよびカードの暗証番号(お持ちの方全員分)
- ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)

- ・外国人の方の場合、続柄を証明する書類(日本語でない場合はその訳文)

● 国外から八潮市に住所が変わったとき

● 届出期間

市内に住み始めてから14日以内

● 届出できる人

本人または同世帯員

その他の代理人(委任状が必要)

※在留期間が3カ月以下の方は届出の必要がありません(外国人の方)。

● 必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・転入する方全員のパスポート
- ・戸籍謄本と戸籍の附票(日本人の方)
※本籍地が八潮市の方は不要
- ・転入する方の在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)
- ・外国人の方の場合、続柄を証明する書類(日本語でない場合はその訳文)
- ・入国日が確認できる資料
※パスポートに記載がある場合は不要

● 在留資格の取得などにより新たに住民登録の対象となった外国人の方

● 届出期間

出入国在留管理庁より許可を受けてから14日以内

● 届出できる人

本人または同世帯員

その他の代理人(委任状が必要)



届出・証明

八潮市 information

「マイ広報紙」で
広報やしおが閲覧できます

自治体などが発行する広報紙を記事ごとにデータ化し、インターネットで無料配信するサービスです。



●必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・住民登録する方の在留カード
- ・続柄を証明する書類(日本語でない場合はその訳文)

▶ 転出届

問 市民課 市民係

内線210

市外に住所が変わる場合、転出届が必要です。転出証明書を交付しますので、転入先の市区町村で手続きをしてください。

●届出期間

新住所に移る前または転出後14日以内

●届出できる人

本人または同世帯員
その他の代理人(委任状が必要)

●必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格証など(お持ちの方)

●住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用して 転出・転入を希望する方(国外へ転出する方を除く)

- ・住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方と同時に転出する世帯員の方には、原則転出証明書は交付されません。
- ・必ず住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちのうえ、転入先の市区町村に住み始めた日から14日以内に転入届を提出してください。期限内に届出しなかった場合は、カードが失効します。

●郵送での転出届

郵送で転出の届出を行うことができます。

●届出できる人

本人または同世帯員、その他の代理人(委任状が必要)

●必要なもの

- ・転出届(必要事項を記入)の申請用紙
※日中連絡がとれる電話番号を必ず明記してください。
- ・届出人の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)の写し
- ・返送用封筒1通(送付先を記入し、切手を貼付)
※原則、転出前住所または転出先住所以外へは送付できません。

▶ 転居届

問 市民課 市民係

内線210

●市内で住所が変わったとき

●届出期間

新しい住所に住み始めてから14日以内

●届出できる人

本人または同世帯員
その他の代理人(委任状が必要)

●必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・住民基本台帳カード、マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格証など(お持ちの方)
- ・転居する方の在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)
- ・外国人の方の場合、続柄を証明する書類(日本語でない場合はその訳文)



八潮市 information

広報紙配信アプリ「マチイロ」
無料!!



- スマートフォンやタブレット端末から閲覧可能
- 最新号をプッシュ通信でお知らせ
- スクラップ機能で気になる記事を切り取り保存



▶ 世帯変更届

問 市民課 市民係

内線210

●世帯主が変わったとき、世帯を分けたいとき、世帯を合併したいとき

●届出期間

変更してから14日以内

●届出できる人

本人または世帯員

その他の代理人(委任状が必要)

●必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格証など(お持ちの方)
- ・外国人の方の場合、続柄を証明する書類(日本語でない場合はその訳文)

▶ 広域交付住民票の写し

問 市民課 市民係

内線210

全国の市区町村で戸籍の表示を省略した本人または同世帯員の住民票が請求できます。ただし、除かれている住民票の請求はできません。

申請者	必要なもの
本人または同世帯員	申請者の運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付きの証明

マイナンバーカード

▶ マイナンバーカード

問 市民課 市民係

内線210

個人番号カード交付申請は、地方公共団体情報システム機構に申請することにより、マイナンバーカードが作成されます。できあがったマイナンバーカードは、市民課で交付します。

●コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードをマルチコピー機にかざし、暗証番号を入力することによって、住民票の写し等の証明書を取得できます(15歳未満の方を除く)。

●利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日曜日、祝日含む)

戸籍関係証明書は平日 午前9時～午後5時

※システムメンテナンス日を除く。

●交付できる主なコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマートなど

※マルチコピー機などがある店舗に限ります。

●交付できる証明書

証明書種類	手数料
住民票の写し ※1	1通 200円
印鑑登録証明書 ※2	1通 200円
戸籍謄(抄)本 ※3	1通 450円
戸籍の附票の写し ※3	1通 200円
課税(所得)証明書・非課税(所得)証明書 本人のもの(現年度含む5年度分) ※4	1通 200円

※1 転出者(予定を含む)、死亡者の住民票の写しは交付できません。2つ以上前の住所などは表示できません。

※2 市民課および駅前出張所の窓口で交付を受ける場合は、印鑑登録証が必要です。

※3 市内に本籍と住所がある方に限り取得できます。除籍や改製原戸籍(附票の写しを含む)は交付できません。

※4 証明年度の1月1日から現在まで市内に住民登録があり、市・県民税の賦課(課税・非課税)が決定している方。

●注意事項

- ・戸籍の届出や住所の異動があった場合、すぐに異動の情報が反映されない場合があります。
- ・コンビニ交付サービスでは、1通あたりが複数枚にわたる証明書の場合、ホチキス留めがされません。ページ番号と固有番号が印刷されます。
- ・証明書の取得を制限されている場合、同サービスの提供を受けられない場合があります。
- ・市民課および駅前出張所窓口で手数料が免除となる証明書でも、コンビニ交付サービスでは手数料がかかります。
- ・コンビニエンスストアで取得した証明書の返品や交換、手数料の返金はできません。



届出・証明

印鑑登録の申請

▶ 印鑑登録

問 市民課 市民係

内線210

印鑑登録は、市民課または駅前出張所で申請してください。

● 注意事項

- 印鑑登録証明書は、不動産の登記や金銭貸借のときに使われる大切なものです。印鑑登録に際しては、本人が直接申請することが原則です。
- 登録できる印鑑は1人1個です。同世帯員で同じ印鑑の登録はできません。

● 本人申請

- 官公署発行の本人の顔写真付きの免許証、マイナンバーカード、パスポートなどをお持ちの方またはすでに市内で印鑑登録している方が保証人となる場合は、即日登録が可能です。
- 上記の方法で登録できない方は、窓口での申請後、市から郵便で本人宛てに回答書を送付します。送付された回答書は本人が必要事項を記入し、窓口へお持ちください。その際に印鑑登録証を交付します。

● 代理人申請

- 代理人による登録は、本人直筆の代理人選任届が必要です。代理人による申請は、本人へ照会書を送付しますので、即日登録はできません。

登録できる方	15歳以上で、八潮市に住民登録している方 ※成年被後見人の場合、法定代理人と来庁していただく必要があります。
登録できない印鑑	<ul style="list-style-type: none"> • 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの • ゴム印など変形しやすいもの • 印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの • 印影の大きさが一辺8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まらないもの • 外枠が著しく欠けているものなど
印鑑登録証明書の発行	印鑑登録証明書は登録証の提出により、代理人でも発行できます。登録印だけをお持ちになっても証明書は発行できません。
登録証・登録印をなくしたとき	登録証を紛失した場合は登録印および本人確認書類、登録印を紛失した場合は登録証・本人確認書類および認印をお持ちのうえ、印鑑登録廃止届を提出してください。
印鑑登録の廃止	登録証と印鑑をお持ちのうえ印鑑登録廃止届を提出してください。改印する場合は、再度登録手続きを行ってください。

窓口業務

▶ 日曜窓口業務

問 市民課 市民係

内線210

日時	<ul style="list-style-type: none"> • 第2日曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く) • 第2日曜日以外 午前9時～正午まで 	
内容	第2日曜日	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票の写しの交付 • 印鑑登録証明書の交付 • 戸籍謄(抄)本の交付 • 印鑑登録、廃止 • 住民異動届 • マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行/更新、暗証番号の再設定
	第2日曜日以外	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票の写しの交付 • 印鑑登録証明書の交付 • 戸籍謄(抄)本の交付 • マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行/更新、暗証番号の再設定

※全国的なシステムメンテナンスにより、第3土曜日に続く日曜日は、マイナンバーカードの手続きができません。

駅前出張所取扱業務

問 駅前出張所

☎999-0840

● 開所時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後7時

※他市区町村、関係機関などに照会を伴う場合など、午後5時以降は取り扱いできない業務がありますので、事前にお問い合わせください。

証明	
住民票	住民票、住民票記載事項証明書など
印鑑証明	印鑑登録証明書
戸籍	戸籍謄(抄)本、戸籍の附票、身分証明書など
税証明	納税証明書、課税(所得)証明書、非課税証明書、法人営業届出済証明書、土地・家屋評価証明書、公租公課証明書、課税台帳写(名寄帳)など

届出	
住民異動届	転入届、転出届、転居届、世帯変更届など
印鑑登録	印鑑登録、廃止
戸籍の届出	出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、転籍届など (外国籍の方の届出は市民課〈本庁舎〉へ)
パスポート手続き	申請・受取
国民健康保険	資格取得・喪失
国民年金	資格取得
こども医療(受付)	受給資格登録、内容等変更(消滅)届、受給者証再交付、医療費支給申請など
ひとり親家庭等医療(受付)	医療費支給申請
児童手当(受付)	資格認定請求、額改定認定請求、受給事由消滅届など
重度心身障がい者医療(受付)	医療費支給申請
その他	交通災害共済の加入申し込み、本人通知制度の登録など
収納	
市で取り扱う税金・保険料・水道料金などの納付 ※納付書が必要	
マイナンバーカード	
マイナンバーカードの交付(予約制)、電子証明書の更新など	

▶ 郵送請求

問 市民課 市民係

内線210

住民票や戸籍謄(抄)本は郵送で請求することができます。

必要書類を同封して市民課宛てに請求してください。

①戸籍の請求方法	戸籍の種類、必要枚数、本籍・筆頭者氏名(抄本の場合は必要とする方の氏名)、請求者の住所・氏名・電話番号を記入
②住民票の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> 本人および世帯員が請求する場合 住民票の種類、必要枚数、請求者の住所・氏名・電話番号を記入 第三者(上記以外の方)が請求する場合 正当な理由であることの疎明資料
①②共通	<ul style="list-style-type: none"> 手数料合計分の定額小為替(切手は不可) ※おつりのないようにご用意ください。 返信用封筒に請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼付 請求者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)

● 郵送請求の注意事項

- 本人確認ができない場合は、本人確認書類を再度送付していただきます。
- 送付先は、現住所、法人登記所在地、行政機関所在地となり、これ以外の指定する場所への送付はできません。
- 偽りや不正な手段で各種証明書の取得や届出を行った場合は、罰金が科せられます。

▶ 証明書の請求や届出の際の本人確認

問 市民課 市民係

内線210

住民票や戸籍の証明書などの不正取得や、なりすましによる虚偽の届出を防止するため、窓口に来た方の本人確認を行っています。

● 本人確認の対象となる証明書の申請・届出

- 住民票および戸籍謄(抄)本など各種証明書交付申請
- 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届など戸籍に関する届出
- 転入届、転出届、転居届、世帯変更届など住民登録に係る届出
- 印鑑登録および印鑑登録の廃止

● 本人確認の方法

窓口で、次の資料を提示してください。

- ①1点確認…運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付き証明書(国公立の学校が発行した学生証を含む)
- ②AとBまたはAを2点確認(Bの2点は不可)
A 健康保険証、年金手帳、年金証書など
B 学生証(国公立を除く)、社員証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど

● 証明書を取得できる方

住民票など…本人および同一世帯の方
戸籍の証明書など…本人および同一戸籍に記載されている方、直系の尊属・卑属の方

● 代理人による請求の場合

住民票や戸籍などに記載されている本人から依頼されて窓口に来た代理人は、依頼人が作成(自署)した委任状と代理人本人の確認ができる資料の提示が必要です。

● 上記以外の方が請求できる場合(第三者請求)

- 自己の権利を行使し、義務を遂行するため住民票や戸籍の内容を確認する必要がある場合
- 国や行政機関などに提出する必要がある場合
- 住民票や戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

※請求理由を詳しく記入してください。なお、正当な理由を示す疎明資料(契約書、申請書類など)の提示または提出が必要です。さらに窓口に来た方本人の確認ができる資料の提示が必要です。

● 法人・有資格者(八業士)などが請求する場合

①法人が請求する場合

会社の所在を示した登記簿などの写し、疎明資料(契約書の写しなど)、代表者の本人確認ができる資料の写しなどが必要です。

また、従業員が請求する場合は、会社代表者の委任状または社員証の写しおよび従業員の本人確認ができる資料の写しも必要です。

②有資格者(八業士)が請求する場合

統一請求用紙と資格者証が必要です。



届出・証明

▶ 本人通知制度

問 市民課 戸籍係

内線213

本人通知制度は、戸籍謄本や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、登録した本人に通知するものです。

●登録できる方

市の住民基本台帳や戸籍に記載されている方

●対象となる証明書

- ・住民票の写しおよび住民票記載事項証明書(本籍の記載があるもの)
- ・戸籍謄抄本(除籍を含む)
- ・戸籍の附票の写し(本籍の記載があるもの)

●登録者に通知する内容

- ・交付年月日
 - ・交付した証明書の種類・通数
 - ・交付請求者の種別(代理人、第三者)
- ※請求者の氏名・住所は通知しません。

●登録方法

本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)をお持ちのうえ、市民課または駅前出張所へ申請書を提出してください。



届出・証明

証明書

▶ 各種証明手数料一覧

問 市民課 市民係

内線210

住民票および戸籍の附票の写し	1件	200円
住民票記載事項証明書	1件	200円
不在住・不在籍証明書	1件	200円
住民基本台帳の閲覧	1冊	2,000円
印鑑登録証明書	1件	200円
身分証明書・独身証明書 ※1	1件	200円
戸籍謄(抄)本	1通	450円
除籍謄(抄)本	1通	750円
改製原戸籍謄(抄)本	1通	750円
届出書記載事項証明書 ※2	1通	350円
戸籍届出受理証明書 ※2	1通	350円
婚姻届受理証明書(厚手上質紙)	1通	1,400円

※1 本籍地で申請してください。

※2 届書の届出地で申請してください。なお、届出書記載事項証明書は、条件により申請先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

戸籍

▶ 主な戸籍の届出

問 市民課 戸籍係

内線213

届出の種類	届出期間等	届出地	届出人
出生届	生まれた日から14日以内	本籍地、出生地、届出人の所在地のうちいずれかの市(区)町村	出生子の父または母
婚姻届	届出した日から法律上の効力が発生する	夫または妻の本籍地、所在地のうちいずれかの市(区)町村	夫および妻(証人2人必要)
離婚届		本籍地、所在地のうちいずれかの市(区)町村	
転籍届		本籍地、所在地、転籍地のうちいずれかの市(区)町村	戸籍の筆頭者およびその配偶者
死亡届	死亡のことを知った日から7日以内	本籍地、死亡地または届出人の所在地のうちいずれかの市(区)町村	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人または公設所の長の順で優先(届出人の氏名は戸籍に記載されます)

●届出窓口

市民課、駅前出張所、守衛室(本庁舎窓口閉庁時間のみ)
※外国籍の方が関係する届出および上記以外の届出は、市民課(本庁舎)で手続きしてください。

●必要なもの(戸籍の届出を窓口へ提出するとき)

- ・来庁者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明は1点、それ以外の証明は2点)
- ※各種届出書によって異なりますので、市民課へお問い合わせください。

葬祭助成金

▶ 葬祭助成金の申請

問 市民課 市民係

内線210

市の住民基本台帳に登録されている方が死亡したとき、申請により、その葬祭を行った方に対し、2万円を支給します。

パスポート

▶ パスポートの申請手続きは駅前出張所で

市内にお住まいの方は、駅前出張所でパスポートの申請・受取ができます。

問い合わせ ▶ 駅前出張所パスポートコーナー ☎932-8010

●申請できる方

八潮市に住民登録(現住所)のある方

※緊急渡航や刑罰等関係に該当する方は埼玉県パスポートセンター(大宮) (☎048-647-4040)へお問い合わせください。

●パスポートの申請・交付

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	駅前出張所パスポートコーナー
交付	月～金曜日	午前9時～午後7時	駅前出張所パスポートコーナー
	日曜日	午前9時～午後1時	八潮メセナ・アネックス

●申請手数料

旅券の種類	収入印紙	埼玉県手数料	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
※12歳未満の申請	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,000円	6,000円

※「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。

手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用されます。

●申請に必要な書類(新規・切替)

一般旅券発給申請書1通 (申請書は市民課、駅前出張所にあります。外務省ホームページからダウンロードすることもできます。)	<ul style="list-style-type: none">10年有効旅券と5年有効旅券で申請書が異なります。未成年者(18歳未満)は5年有効旅券のみの申請となります。
戸籍謄本1通 (最新の記載内容で提出前6ヵ月以内に発行されたもの)	<ul style="list-style-type: none">有効中の旅券をお持ちの方で、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券の申請をする場合は戸籍謄本1通とすることができます。
写真1枚 (提出前6ヵ月以内に撮影したものを、申請書に貼らずにお持ちください。)	<ul style="list-style-type: none">タテ4.5センチメートル×ヨコ3.5センチメートル(顔の長さ3.2～3.6センチメートル、頭上余白0.2～0.6センチメートル)※機械処理のため顔の大きさ、頭上余白に注意してください。申請者本人のみが撮影されたもの正面向き、無帽、無背景、影なしカラー、白黒どちらでも可
本人確認書類 有効な原本 (コピーは不可) ※代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。	<p>① 次のものは1点お持ちください。 日本国旅券(失効後6ヵ月以内のものを含む)、運転免許証、写真付きマイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カード、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障害者手帳など</p> <p>② ①がない場合は次の2点(A+AまたはA+B)をお持ちください(B+Bは受付不可)。 A健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、子ども医療費受給資格証、国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書(6ヵ月以内のもの)+実印(印鑑登録カードでは不可)など</p> <p>③ 次のうち「写真付き」のもの(学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書)有効期間の切れた日本国旅券(失効後6ヵ月を経過した旅券で本人確認できるもの、この場合Aの子ども医療費受給資格証との組合せは不可)など</p>
前回取得した旅券	有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提示しないと申請ができません(新しい旅券の交付時に返納していただきます)。
特別な場合に必要となる書類	居所申請で埼玉県以外に住民登録がある場合は住民票が必要です。

●パスポートの交付(受取)

受取は必ず申請者本人がお越しください(代理での受け取りはできません)。

パスポートは申請した日から6ヵ月以内にお受け取りください。



届出・証明



相談

相談

相談名	内容	日時	場所	問い合わせ
法律相談	法律上の諸問題についての相談 (弁護士が対応)	金曜日 午後1時20分～4時 ※事前予約制 予約は相談日の2日前の水曜日 (祝日の場合は翌日) 午前9時から電話受付	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373
税理士相談	申告書作成などを除く所得税・相 続税・贈与税など税金全般につい ての相談(税理士が対応)	第1月曜日 午後1時～4時 ※事前予約制 予約は相談日の2週間前の月曜日 (祝日の場合は翌日) 午前9時から電話受付	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373
不動産相談	土地・建物の売買、賃貸や空き家の 利活用など不動産取引全般につい ての相談(宅地建物取引士が対応)	第2月曜日 午後1時～4時 第4月曜日 午前9時～正午	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373
くらしの相談 (行政相談)	日常生活の問題や国・県・市の行政 サービスについての相談(行政相 談委員が対応)	第2水曜日 午後1時30分～3時30分 (祝日の場合は第1水曜日)	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373



相談

相談名	内容	日時	場所	問い合わせ
行政書士相談	紛争のおそれのない相続・遺言・離婚・金銭貸借などの書類作成についての相談、外国人の在留資格についての相談、官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談(行政書士が対応)	第3月曜日 午後1時～4時	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373
司法書士相談	土地・建物の所有権移転登記、相続登記、会社設立、成年後見制度開始申立書の作成、民事・家事に関する裁判書類作成などについての相談(司法書士が対応)	第3木曜日 午後1時～4時 ※事前予約制 予約は相談日の2週間前の木曜日(祝日の場合は翌日) 午前9時から電話受付	市民相談室 (市役所3階)	秘書広報課 内線373
DV相談	配偶者や交際相手からの暴力についての相談(女性相談員が対応)	月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	DV相談支援室	DV相談支援室 ☎996-3955
女性相談	女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)	火～木曜日 午前10時15分～午後3時45分 ※1日4枠・事前予約制	駅前出張所内 相談室	子ども家庭支援課 ☎933-9437
人権相談	プライバシーの侵害などの基本的な人権に関する相談(人権擁護委員が対応)	第2木曜日 午後1時～4時	市民相談室 (市役所3階)	人権・男女 共同参画課 内線811



相談



Yashio
photo gallery



フラワーパークのコスモス



フラワーパークのひまわり



相談名	内容	日時	場所	問い合わせ
心配ごと相談	日常生活での心配ごとや悩みごとに関する相談(心配ごと相談員が対応)	第1・第3水曜日 午後1時～4時 (祝日の場合は、翌週の水曜日) 相談専用電話 ☎998-7616	身体障害者福祉センターやすらぎ	(福)八潮市 社会福祉協議会 ☎995-3636
生活困窮者自立相談	経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)	月～金曜日 午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分	社会福祉課 (市役所1階)	社会福祉課 内線493 相談専用電話 ☎949-6317
こころの健康相談	不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などの相談(精神科医師が対応)	毎月1回 午後1時～2時30分 ※事前予約制	保健センター (市役所1階)	保健センター ☎995-3381
消費生活相談	悪質商法のトラブルなど、消費生活に関する相談(消費生活相談員が対応)	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (受付は商工観光課)	商工観光課 内線336
内職相談	内職の求人求職に関するあっせんと相談(内職相談員が対応)	火曜日 午前10時～正午、 午後1時～3時30分	市民相談室 (市役所3階)	商工観光課 内線274
若年者就職相談	就職、転職、技能能力などに関する相談(キャリアカウンセラーが対応)	第1・第3水曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 ※事前予約制	ゆまにて	ゆまにて ☎996-0123
八潮市ふるさとハローワーク	パソコンでの求人検索、相談員による職業相談・紹介など	月～金曜日 午前10時～午後5時	市役所1階	八潮市ふるさとハローワーク ☎998-8609
教育相談	児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育についての相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)	月～金曜日 午前9時30分～正午、 午後1時～4時	教育相談所 (八條小学校西隣)	教育相談所 ☎995-0077
家庭児童相談	育児の不安や心配、発達の遅れや言葉の遅れなどの心配、子どもへの虐待、不登校、非行などの相談 ※電話相談可(家庭児童相談員が対応)	月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～4時	家庭児童相談室 (市役所2階・子ども家庭支援課内)	家庭児童相談室 ☎951-5457
子育て相談	子育ての不安や悩みごとに関する相談	各子育てひろば開催日時 ※詳しくは、本誌65ページをご覧ください。	各子育てひろば	各子育てひろば
子育てコーディネーター	就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や、子育ての不安・悩みごとを、窓口または電話で相談	月～金曜日 ①午前10時～午後4時 ②午前8時30分～午後5時15分	①やしお子育てほっとステーション ②子育て支援課 (市役所2階)	①☎951-0229 ②☎070-3352-7497
休日・夜間納税相談	市税・国民健康保険税の納付についての相談	第1日曜日 午前9時～午後4時 木曜日 午後5時15分～7時	納税課 (市役所1階)	納税課 内線330

※相談日が祝日、年末年始の場合は、原則休み。子育てコーディネーター(やしお子育てほっとステーション)は、祝日も開催。

(仮称)八潮パーキングエリアおよび
(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ完成イメージ図



北部地区のまちづくり

本市の北部地区では、東埼玉道路や東京外環自動車道による良好な交通アクセスを活かし、産業施設(流通業務施設や集客施設など)の導入を主体とした「生活環境や教育環境などに配慮した緑豊かな産業拠点づくり」を目標としたまちづくりを進めています。

現在、東日本高速道路(株)が整備を進める(仮称)八潮パーキングエリアや、本市と東日本高速道路(株)が共同で整備を予定している(仮称)外環八潮スマートインターチェンジなどの事業が進んでおり、周辺地域の更なる交通利便性の向上、地域経済の活性化が期待されています。

今後は、これらの事業に併せ、道の駅や産業施設の計画的な立地誘導を行うことにより、魅力的な拠点形成を目指します。



税金・保険・年金

税金

▶ 個人市民税・県民税

問 市民税課 市民税係

内線206

1月1日現在、市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった方が所得に応じて納める税金で、均等割と所得割があります。

また、市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方については、均等割のみが課税されます。

なお、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- 市民税・県民税の申告書が市役所から送られてきた方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方
- 給与を2カ所以上の会社から受けている方
- 給与所得者で、給与の他に所得のあった方
- 申告する年の前年中に退職し、現在も就職していない方
- パート、アルバイト、外交員報酬などの収入があった方
- 公的年金等の受給者に係る、確定申告不要制度に該当する方で、所得控除などの追加が必要となる方
- 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得などがあった方
- 国民健康保険に加入している方
- 児童(児童扶養)手当や幼稚園就園奨励費など各種手当の受給をする方
- 保育所の保育料などの算定、県営・市営住宅の家賃算定などが必要な方
- どなたの扶養にもなっていない方で、障害年金、老齢福祉年金などを受給している方

※申告していない場合、証明書(課税、非課税、所得、納税)の発行はできません。

▶ 法人市民税

問 市民税課 諸税係

内線292

市内に事務所、事業所または寮などがある法人が納める税金で、資本金等の額や市内の従業者数に応じて課される均等割と、法人の所得(法人税の税額)に応じて課される法人税割があります。事業年度ごとの申告により納めてください。

▶ 軽自動車税(種別割)

問 市民税課 諸税係

内線292

毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車をお持ちの方が納める税金です。

●登録・廃車等の手続き(原動機付自転車・小型特殊自動車)

手続内容	手続きに必要なもの					
	標識交付証明書	ナンバープレート	販売証明書	廃車申告受付書	譲渡証明書	届出人の本人確認ができるもの
新規登録	新規購入			●		●
	転入	廃車 手続済			●	●
		未廃車	●	●		
譲渡	廃車 手続済			●	●	●
	未廃車	●	●		●	●
廃車	●	●				●



税金・保険・年金

※同世帯の家族・販売業者以外の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

二輪の軽自動車および二輪の小型自動車については、春日部自動車検査登録事務所(☎050-5540-2028)、三輪・四輪の軽自動車については、軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所(☎050-3816-3113)へお問い合わせください。

▶ 固定資産税・都市計画税

問 資産税課 土地係・家屋・償却資産係 内線205

- 固定資産税:土地・家屋・償却資産を対象として、毎年1月1日現在に所有している方が、その価格に応じて市町村に納める税金です。
- 都市計画税:公園、道路、下水道などの都市施設の建設・整備などの都市計画事業に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋を対象として、毎年1月1日現在に所有している方が、土地・家屋の価格に応じて、固定資産税とあわせて納める税金です。

●他の土地や家屋の評価額の縦覧

土地・家屋について、所有している資産の価格と市内にある他の資産の価格を比較し、資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度です。

縦覧する方は、資産税課窓口にて運転免許証または健康保険証など、本人であることが確認できる資料をお持ちください。

また、代理人の方が縦覧する場合は、委任状など窓口に来た方が代理人であることを確認できる資料と代理人の方の運転免許証や健康保険証などが必要です。

●期間

4月1日～5月31日(土・日曜日、祝日を除く。末日が土・日曜日の場合は翌開庁日)

▶ 国民健康保険税

問 国保年金課 保険賦課係 内線833

皆さんが安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんに国民健康保険税を納めていただいています。

国民健康保険税は、医療費の給付の主な財源であり、月々の医療費の支払いに充てられています。

▶ 市税の納期

問 納税課 管理係

内線293

期限内納付にご協力ください。

●市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

●納税は便利な口座振替で

市内各金融機関に、納税通知書、預金通帳、届出印をお持ちのうえ、お申し込みください。

また、キャッシュカードおよび本人確認書類をお持ちいただければ、納税課、国保年金課、駅前出張所の窓口でもお申し込み手続きが 가능합니다。

●コンビニエンスストアで納付

全国の主なコンビニエンスストアで「市税、国民健康保険税」を納付できます。

※バーコードのない納付書、傷や汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書では、コンビニエンスストアで納付できません。

※納期限を過ぎたものは取り扱いできないことがあります。

●QRコードを利用して納付

地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能です。

また、eLTAX(地方税共通納税システム)の「地方税お支払いサイト」を利用したクレジットカードやスマートフォン決済アプリなどでも納付が可能です。



税金・保険・年金

市税の証明

問 納税課 管理係

内線293

市税に関する証明が必要なときは、本人(もしくは本人と同一世帯の親族)が申請してください。

●必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証など)代理人による申請は、本人が自署した委任状が必要です。
- ※ 法人市民税の納税証明書など、法人が申請する場合は代表者の自署が必要です。
- ※ 軽自動車の納税証明書は、自動車検査証または軽自動車届出済証が必要です。
- ※ 金融機関またはコンビニエンスストアで納付した場合は、領収確認に2週間程度かかる場合があります。その間に市税に関する証明を申請する際は、あらかじめ領収証書をお持ちください。領収証書がない場合は、各証明書は発行できません。

●証明書発行手数料

証明の種類		手数料	担当課
固定資産税	土地評価証明	1枚200円 (1枚増すごとに100円加算)	資産税課
	家屋評価証明		
	土地公課証明		
	家屋公課証明		
	課税台帳写(名寄帳)		
	住宅用家屋証明	1枚1,300円	
市県民税	所得・課税証明、非課税証明	1枚200円	市民税課
納税証明	市県民税	1枚200円	納税課
	固定資産税・都市計画税	1枚200円	
	軽自動車税(種別割)	1枚200円 (車検用は無料)	

国民年金

国民年金制度

問 国保年金課 資格管理係

内線212

国民年金は、老後や病気やけがなどで障がいが残った時などを経済的に支える公的な制度です。

現在、日本に住むすべての方は20歳から60歳になるまで国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

職業などによりそれぞれ加入形態や保険料の納め方は異なりますが、保険料の未納が続くと、国民年金を受け取ることができなくなることもありますので必ず納付してください。

国民年金保険料 納付免除・納付猶予制度

問 国保年金課 資格管理係

内線212

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者(別世帯の配偶者を含む)、世帯主おのこの前年の所得(過去の年度分については、前々年所得など)が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者(別世帯の配偶者を含む)おのこの前年の所得(過去の年度分については、前々年所得など)が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

国民年金保険料 学生納付特例制度

問 国保年金課 資格管理係

内線212

学生の方で、本人の前年の所得(過去の年度分については、前々年所得など)が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

●対象者

大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生

●必要なもの

在学期間がわかる在学証明書または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写しを添付してください。

¥

税金・保険・年金

▶▶ 国民年金保険料 産前産後期間の免除制度

問 国保年金課 資格管理係 内線212

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

●対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

▶▶ 国民年金の相談

問 国保年金課 資格管理係 内線212

追納制度(免除・納付猶予期間の保険料の後払い)や国民年金の請求(基礎・障害)は、国保年金課へご相談ください。

年金に関する相談は、国保年金課のほか、越谷年金事務所やねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)で相談できます。また、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)では、ねんきんネットで年金記録を確認できます。

国民健康保険

▶▶ 医療保険制度

問 国保年金課 保険給付係 内線214

わが国の医療保険制度は、国民の生活安定と福祉向上を目的に、すべての国民がいずれかの医療保険制度に加入することになっています。職場の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に加入することになります。

病院などにかかった場合は、医療費の原則3割(義務教育就学前までは2割、70歳以上は2割または3割)の一部負担金を支払うことで、保険診療を受けることができます。

▶▶ 国民健康保険の届出

問 国保年金課 資格管理係 内線828

	14日以内に届出	届出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	転入したとき	ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめるとき	転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険と新たに加入した健康保険の被保険者証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になるとき	
	死亡したとき	被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書

	14日以内に届出	届出に必要なもの
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	被保険者証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学で別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、対象者の住民票
	被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、使えなくなった被保険者証

▶▶ 保険の給付

問 国保年金課 保険給付係 内線214

各種の給付については下表のとおりです。

給付の種類	内容
療養の給付	<p>病気やけがにより医療機関にかかったとき、保険証を提示すれば、原則医療費の3割(義務教育就学前までは2割、70歳以上は2割または3割)の一部負担金を支払うことで、保険診療が受けられます。ただし、次の場合は国民健康保険での診療が受けられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作中、または通勤途中のけがや病気で労災保険の適用が受けられるもの ・ 病気とみなされないもの(正常な妊娠・出産、歯列矯正など) ・ 保険適用外のもの(差額ベッド、文書料など)
療養費	<p>やむを得ない理由で保険診療を受けられなかった場合など療養に要した費用を全額自己負担した場合は、申請し、審査で決定すれば、自己負担額を除いた額が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不慮の事故や旅先で急病になり保険証を掲示せずに診療を受けたとき ・ 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき など

給付の種類	内容
高額療養費	医療機関に支払った1カ月の自己負担額が世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。
高額医療・高額介護合算療養費	医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額などを合算し、自己負担限度額を超えた場合は、自己負担限度額を超えた分が支給されます。
出産育児一時金	被保険者が出産したとき、50万円が支給されます。原則として、国民健康保険から医療機関などへ直接支払います(直接支払制度・受取代理制度)。直接支払制度・受取代理制度を利用しなかった場合または利用しても出産費用が出産育児一時金を下回り差額が生じた場合は、申請により全額または差額が支給されます。
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。

▶ 交通事故にあったら

問 国保年金課 保険給付係 内線214

交通事故や傷害などの第三者の行為によるけがで診療を受けた場合、その医療費は原則として相手方(加害者)が負担するものですが、けがをした方(被害者)が国民健康保険に加入している場合、届出をすることで保険証を使って診療を受けることができます。診療を受ける前に必ず国保年金課まで連絡し、速やかに届出をしてください。

なお、示談を済ませるとその内容によっては国民健康保険を使うことができません。示談をする前にご連絡ください。

● 給付制限となるもの

故意に事故を起こしたとき(自殺未遂など)、飲酒運転や無免許運転、けんか、麻薬中毒などで事故を起こしたとき、正当な理由もなく医師の指示に従わなかったときは、保険証を使うことができません。

▶ 医療費が高額になったら

問 国保年金課 保険給付係 内線214

医療機関に支払った1カ月の自己負担額が世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

● 医療費を支払う前に申請するとき

入院や高額な外来診療を受けるときは、事前に申請をすると、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます(国民健康保険税を滞納している場合、認定証の交付を受けることができない場合があります)。

交付を受けた認定証を医療機関や保険薬局の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いに抑えることができます。

● 医療費を支払った後に申請するとき

高額療養費支給の該当がある場合は、受診後2カ月以降に世帯主へ高額療養費支給申請書を送付しますので、国保年金課へ申請してください。

▶ 保養施設利用助成

問 国保年金課 保険給付係 内線214

埼玉県国民健康保険団体連合会が契約している旅館・保養所(全国約200施設)で利用できます。

保養施設へ直接電話で予約し、保険証・印鑑などをお持ちのうえ、国保年金課窓口で利用申し込みの手続きをしてください。

毎年度1泊に限り3,000円(小学生は1,500円、未就学児は対象外)が宿泊料金から割引される利用券・助成券を交付します。

※事後申請はできませんので、必ず事前に申請してください。

▶ 保健事業

問 国保年金課 保険給付係 内線214

● 特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者を対象とした「特定健康診査」を実施します。

また、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームに該当した方へ「特定保健指導」をご案内します。

なお、国民健康保険以外の健康保険にご加入の方には、ご自身が加入する保険者が実施します。

● 人間ドック・脳ドック補助金

40歳以上75歳未満で市税の滞納がないなどの要件に該当する国民健康保険の方が人間ドック・脳ドックの検査を受けた場合、費用の一部を補助します(助成は年度内に1回のみ)。

申請要件などについては、国保年金課へお問い合わせください。

※特定健康診査と人間ドック補助金の併用はできません。また、70歳未満の方が各種検診(49ページ参照)の費用の一部または全額を免除された場合は、人間ドック補助金は受けられません。

▶ 災害などによる減免

問 国保年金課 保険賦課係、保険給付係 内線833、214

災害・失業などにより生活が著しく困難になった場合、医療費の一部負担金や保険税の減免、猶予が受けられる場合があります。

¥

税金・保険・年金

後期高齢者医療

▶ 後期高齢者医療制度

問 国保年金課 資格管理係 **内線828**

75歳以上の方(65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方も加入可)は全員、これまでの国民健康保険などから後期高齢者医療制度に移行することになります。病院などにかかった場合は、一部負担金を支払うことで、保険診療を受けることができます。

▶ 医療費が高額になったら

問 国保年金課 保険給付係 **内線214**

医療機関に支払った1カ月の医療費が、世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

● 医療費を支払う前に申請をするとき

入院や高額な外来診療をするときは、事前に申請をすると、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関や保険薬局の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いに抑えることができます。

● 医療費を支払った後に申請をするとき

初めて高額療養費支給の該当がある場合は、申請書を送付しますので、国保年金課へ申請してください。一度申請の手続きをし、次回以降高額療養費の該当があると、登録した口座へ自動的に支給されます。

● 高額医療・高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合は、限度額を超えた分が支給されます。

高額医療・高額介護合算療養費の該当がある場合、申請書を送付しますので、国保年金課へ申請してください。

▶ 葬祭費

問 国保年金課 保険給付係 **内線214**

埼玉県後期高齢者医療被保険者の方が死亡したとき、葬祭を行った方(喪主)に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合から5万円が支給されます。

▶ 保養施設利用助成

問 国保年金課 保険給付係 **内線214**

埼玉県国民健康保険団体連合会が契約している旅館・保養所(全国約200施設)で利用できます。

保養施設へ直接電話で予約し、保険者証・印鑑などをお持ちのうえ、国保年金課窓口で利用申し込みの手続きをしてください。

毎年度1泊に限り3,000円が宿泊料金から割引される利用券・助成券を交付します。

※事後申請はできませんので、必ず事前に申請してください。

▶ 保健事業

問 国保年金課 保険給付係 **内線214**

● 健康診査

埼玉県後期高齢者医療被保険者の方には、市が埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて「健康診査」を実施します。

● 人間ドック・脳ドック補助金

埼玉県後期高齢者医療被保険者の方で市税の滞納がないなどの要件に該当する方が人間ドック・脳ドックの検査を受けた場合、費用の一部を補助します(助成は年度内に1回のみ)

申請要件などについては、国保年金課へお問い合わせください。

※健康診査と人間ドック補助金の併用はできません。

¥

税金・保険・年金

Yashio
photo gallery



八条親水公園



八潮南公園の菖蒲



健康・保健

成人の健康づくり

▶ 予防接種

問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

接種期間	通年(ただし、高齢者向けインフルエンザ予防接種は10月1日～1月31日)
接種方法	市が委託した医療機関での個別接種

● 定期予防接種

種類	回数	対象年齢	通知時期
高齢者向けインフルエンザ	1回	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器などに障がいを有し、日常生活が極度に制限される方(身体障がい者手帳1級相当に該当する方) 	9月末に通知
高齢者肺炎球菌	1回	<ul style="list-style-type: none"> 65歳の方 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器などに障がいを有し、日常生活が極度に制限される方(身体障がい者手帳1級相当に該当する方) <small>※すでに23価ワクチン接種済の方は受けられません。</small>	65歳の誕生日を迎える直前に随時通知
男性の風しん抗体検査・予防接種	1回	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、抗体検査を受けた結果、風しんの抗体が低いことが判明した方	4月上旬に通知
新型コロナウイルス	1回	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器などに障がいを有し、日常生活が極度に制限される方(身体障がい者手帳1級相当に該当する方) 	秋頃を予定

▶ 各種検診

問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

市では、生活習慣病を予防するために、次の健康チェックを実施しています。

※検診の日程などは、「広報やしお」または「健康だより」をご覧になるか、保健センターへお問い合わせください。

種類	場所	内容	対象者	費用	備考
①大腸がん検診★	市内委託医療機関	便潜血検査	40歳以上	有料	<ul style="list-style-type: none"> 市内委託医療機関に申し出る 八潮市国民健康保険被保険者は特定健康診査と同時受診が可能



健康・保健

種類	場所	内容	対象者	費用	備考
②胃がん (内視鏡検査)検診☆	草加八潮委託 医療機関	胃内視鏡検査	50歳以上 (受診は2年に1回)	有料	要申し込み
③胃がん (バリウム検査)・ 肺がん検診★	保健センター	胃部(バリウム検査)・胸部エック ス線検査 ※必要と認めた方は喀たん検査を実施 ※65歳以上の方は、肺がん検診実施時 に結核検診を同時実施	40歳以上	有料	要申し込み
④乳がん検診★	集団: 保健センター 個別: 草加八潮委託 医療機関	乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上の女性 (受診は2年に1回)	有料	要申し込み (一定の年齢の方には受 診券を郵送)
⑤子宮頸がん検診★	草加八潮委託 医療機関	頸部細胞診、内診 ※医師が必要と認めた方は体部がん検 診も実施	20歳以上の女性 (受診は2年に1回)	有料	要申し込み (一定の年齢の方には受 診券を郵送)
⑥肝炎ウイルス検診★	市内委託 医療機関	B型・C型肝炎ウイルス検査(血液)	40歳以上(過去に 肝炎ウイルス検査 を受けた方を除く)	有料	要申し込み (一定の年齢の方には受 診券を郵送)
⑦骨粗しょう症検診★	保健センター	骨密度測定(超音波)	20歳以上の女性	有料	要申し込み
⑧ヘルシーチェック 健康診査★	保健センター	身体測定、血圧測定、尿・血液 検査、診察、骨密度測定(女性のみ)	20歳以上 39歳以下	有料	要申し込み
⑨健康診査 (生活保護受給者)	市内委託 医療機関	診察、身体測定、血圧測定、尿検査、 血液検査(脂質・肝機能・血糖)、必 要に応じ心電図・貧血検査 ※医師が必要と認めた方は眼底検査を 実施	40歳以上の生活 保護受給者	無料	要申し込み
⑩結核検診	保健センター	胸部エックス線検査	65歳以上	無料	要申し込み
⑪歯周疾患検診★	市内委託 医療機関	口腔内検査	40・45・50・55・ 60・65・70歳	有料	対象者に受診券を郵送
⑫前立腺がん検診★	市内委託 医療機関	PSA検査(血液)	50・55・60・ 65・70・75歳の男性	有料	対象者に受診券を郵送

●申し込み

②～⑧:電話、電子申請または申し込みはがき

⑨⑩:電話

※費用の免除制度(生活保護を受けている方、市民税非課税世帯、受診日当日70歳以上の方)があります。八潮市国民健康保険被
保険者は、★印の検査費用の全部を、☆印の検査費用の一部を八潮市国民健康保険が負担します(ただし、喀たん検査は除く)。

※医療機関で受ける検診は受診券、保健センターで受ける集団検診は必要書類を郵送します。

Yashio
photo gallery



やしお駅前公園



やしお駅前公園 ベンチライトアップ

●健康手帳(健康づくりパスポート)

40歳以上の方に、保健センターで交付しています。この手帳は、自分自身の健康を守るための記録です。

また、特定健診を受診した方には、委託医療機関でも交付します(市ホームページからもダウンロードできます)。

●訪問歯科診療

対象者	身体が不自由で歯科医院への通院が困難な方
内容	歯科医師による歯科治療、口腔衛生指導など(歯科医師が自宅へ伺います)
費用	各種保険に基づき一部負担金あり

▶相談・教室

問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

●健康相談

保健師・栄養士による、健康・栄養についての相談を随時実施しています。

●健康相談会(個別相談)

月1回特定健診を受診した方を対象に、健診結果や生活習慣から個人に合わせた健康・栄養・生活習慣についての相談やアドバイスを実施しています。

●各種講座

健康をテーマに、各種講座を開催します。

●出前講座

5人以上集まった場合、健康に関する講話(テーマ・日時などは要相談)などを実施します。

●健康づくりの料理教室

日時	毎月1回 午前10時~午後1時(事前予約制)
場所	保健センター
対象者	市内在住で64歳以下の方
内容	自分にあった食事の量や栄養バランスなど、調理をしながら学ぶ

持ち物	エプロン、三角巾
定員	20人
費用	500円(食材料費)

●中・高年向け体操教室(八潮いこい体操)

問 長寿介護課 介護支援係 内線408
問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

「八潮いこい体操」は、市民が企画・運営し、仲間と楽しみながら健康づくりを行うグループ活動です。全身の曲げ伸ばしが中心で、無理なくマイペースにできます。

市内の地区公民館などで39団体が実施しています(令和5年10月現在)。八潮いこい体操を始めたい、また、参加したい方は、お気軽にご相談ください。

各種助成

申請には、各書類が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧になるか各担当課へお問い合わせください。

▶大人の風しん(任意)予防接種費用の一部助成

問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

妊婦が風しんウイルスに感染することにより、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれることを予防するために、風しん予防接種費用の一部を助成します。

対象者	予防接種を受けた日において、八潮市に住所があり、次のいずれかに該当する方。ただし、風しんに対する十分な免疫がある方は除く。 ①妊娠を予定または希望している女性で、16歳以上50歳未満の方 ②妊婦の配偶者または同居者(ただし、風しんの第5期対象者は、抗体検査等を無料で受けられます)
助成対象予防接種	「風しんワクチン(単独)」または「麻しん風しん混合ワクチン(MR)」
助成金額	上限3,000円(1人1回)
申請・請求期間	接種年度の翌年度4月15日まで

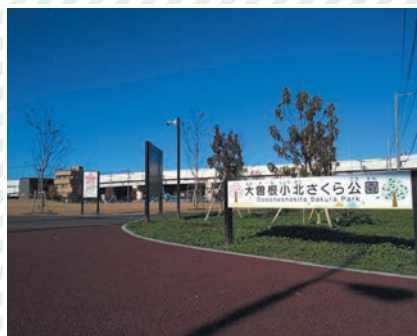


健康・保健

Yashio photo gallery



中川やしお水辺の楽校



大曾根小北さくら公園

市内医療機関(病院・診療所)

令和5年6月1日現在 50音順

施設名	所在地	電話番号	診療科目
埼玉回生病院	大原455	995-3331	内・神内・皮・老内・循内・漢内・泌・リハ・歯・歯外・呼内・アレ・形
広瀬病院	八條2840-1	995-6371	胃・外・小外・整・泌・肛・内・循
八潮中央総合病院	南川崎845	996-1131	内・消内・呼内・循内・糖内・神内・緩内・外・消外・呼外・心血・乳外・脳・皮・形・整・泌・耳・婦・眼・小・麻・リウ・リハ・放・透内・内視
八潮病院	鶴ヶ曾根1089	996-3034	内・精・心療・歯
あい小児科クリニック	八條1567 八潮団地25号棟101号室	996-6501	内・小・整・皮
後谷診療所	南後谷751	995-3428	内
えのかわ医院	緑町3-1-8	999-0222	内・循
えばと脳神経外科・内科クリニック	緑町3-23-2 緑町クリニックビル2階	998-2233	脳・内・外
おぐら小児科医院	大曾根244-2	998-1811	小・内
軽部クリニック	大瀬1-7-1 八潮メディカルビル3階	994-1241	内・胃
小関医院	中央1-26-13	996-9677	内・消内・呼内
こぶし耳鼻咽喉科クリニック	大瀬5-1-15 さいゆう3rdヴィレッジ2階	954-6153	耳・アレ
埼玉八潮クリニック	大瀬5-1-15	954-5260	内・腎内
酒井医院	鶴ヶ曾根825-6	996-8410	内
さくらYashioクリニック	大瀬1-3-13	998-3916	内・外・小
佐藤医院	伊勢野142	996-9108	内・小
渋谷皮フ科・内科クリニック	八潮1-28-7	999-1234	皮・内・形・麻
清水内科クリニック	中央1-8-4	994-3711	消・胃・循・呼・リウ・泌
たかはし眼科	大瀬1-7-1 八潮メディカルビル2階	997-7500	眼
にしかわ脳神経外科クリニック	大瀬6-9-9	994-2800	脳・内
林眼科	中央3-18-15	997-8808	眼
はるみクリニック	大瀬1-1-3 フレスポ八潮2階	994-5510	整・麻

施設名	所在地	電話番号	診療科目
藤井クリニック	八潮2-2-8	998-7522	内・小・循・リハ
ふるや整形外科クリニック	緑町3-23-2 緑町クリニックビル3階	999-3366	整・リハ
ほり小児科	大瀬1-4-3 Yビル4階	997-4165	小
緑町こどもクリニック	緑町3-23-2 緑町クリニックビル4階	998-8855	小・アレ
宮崎内科クリニック	中央4-11-45	997-6191	内・皮
八潮駅つばめクリニック	大瀬1-10-12 大山ビル1・2階	999-7822	内・婦・臨検
八潮駅前眼科	大瀬1-1-3 フレスポ八潮2階	998-1146	眼
八潮駅前在宅クリニック	大瀬6-9-7 I・Kビル602号室	954-5508	内
八潮駅前たかはし整形外科	大瀬1-4-3 Yビル2階	997-7770	整・リハ
八潮駅前内科こどもクリニック	大瀬1-1-3 フレスポ八潮2階	940-1200	内・消・小・アレ・呼・循
八潮駅前ひぐちクリニック	大瀬6-1-6 BiVi八潮1階C	997-7070	心療・精・男内
八潮駅前よつば耳鼻咽喉科	大瀬1-4-3 Yビル5階	999-3341	耳
八潮形成外科・皮ふ科	大瀬1-4-3 Yビル3階	997-8400	形・皮・美外・美皮
八潮耳鼻咽喉科クリニック	中央1-8-4 2階	998-0770	耳
八潮診療所	浮塚723	996-0626	内
八潮整形外科内科	南後谷865	997-0800	整・内・皮・泌
八潮なめかわ整形外科	大瀬5-1-15 さいゆう3rdヴィレッジ1階	969-4955	整・リハ・リウ
八潮まるやま眼科	大瀬5-1-15 さいゆう3rdヴィレッジ2階	954-4758	眼

診療科名略号

アレ	アレルギー科	消内	消化器内科	美外	美容外科
漢内	漢方内科	神内	神経内科	麻	麻酔科
呼外	呼吸器外科	男内	男性内科	老内	老年内科
耳	耳鼻咽喉科	内視	内視鏡内科	緩内	緩和ケア内科
消外	消化器外科	皮	皮膚科	肛	肛門科
心血	心臓血管外科	放	放射線科	歯外	歯科口腔外科
精	精神科	臨検	臨床検査科	消	消化器科
内	内科	眼	眼科	小外	小児外科
泌	泌尿器科	形	形成外科	整	整形外科
婦	婦人科	歯	歯科	糖内	糖尿病内科
リハ	リハビリテーション科	循内	循環器内科	脳	脳神経外科
胃	胃腸科	小	小児科	美皮	美容皮膚科
外	外科	心療	心療内科	リウ	リウマチ科
呼内	呼吸器内科	透内	透析内科	腎内	腎臓内科
循	循環器科	乳外	乳腺外科		

市内医療機関(歯科診療所)

令和5年6月1日現在 50音順

施設名	所在地	電話番号	診療科目
磯貝矯正歯科医院	中央2-12-28	998-2779	歯科・矯正歯科
市川歯科	大字二丁目62	996-0333	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
今井歯科EAST	大瀬1-1-3 フレスポ八潮2階	940-1150	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
今井歯科WEST	大瀬1-2-1	999-5020	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
今井歯科クリニック八潮	大瀬6-1-1	999-0007	歯科
おおいし歯科医院	中央3-14-12	995-1100	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
桂歯科医院	伊草1-27-21	998-2794	歯科
矯正歯科飯島クリニック	大瀬1-11-1	999-5333	歯科・矯正歯科
清沢歯科クリニック	八條1868-5	998-2048	歯科・小児歯科
埼玉回生病院	大原455	995-3331	歯科・歯科口腔外科
シード歯科診療室	大瀬3-1-48 シードハウスB A号室	997-1830	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
しおどめ歯科クリニック	南川崎192-1	951-0220	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
しろうま歯科こども歯科	大原497-1-108	951-4639	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
スカイ歯科	大曽根515	999-4530	歯科・小児歯科
すずき歯科医院	緑町1-7-10	999-7766	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
関根歯科医院	大曽根492-2	997-1786	歯科・小児歯科
園田歯科医院	大瀬4-25-10 ガーデンパレス103	996-3001	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
田中歯科医院	大字二丁目 260-12	997-1822	歯科・小児歯科

施設名	所在地	電話番号	診療科目
戸原歯科医院	八潮7-35-4	997-2232	歯科・小児歯科・矯正歯科
なかつか歯科医院	緑町5-5-18	995-7453	歯科・矯正歯科
中山歯科医院	鶴ヶ曾根772-6	997-1566	歯科・小児歯科
新美歯科医院	中央4-12-5	996-6135	歯科
ぬまお歯科医院	新町5-2	932-7800	歯科・小児歯科
ハーモニー歯科	南後谷394-3	930-1182	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
林歯科クリニック	茜町1-3-2 102号	951-5988	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
ひかり歯科クリニック	南川崎834-1	949-6855	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
BiVi歯科クリニック	大瀬6-1-6 BiVi八潮3F	951-1482	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
ふじさき歯科	八潮3-3-6	999-3233	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
ほそや歯科医院	中央2-16-11	998-8839	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
まゆみ矯正こども歯科	茜町1-8-4 1階	998-3335	小児歯科・矯正歯科
宮崎歯科医院	大曽根930	997-3312	歯科
八潮駅前通り歯科医院	大瀬1-2-2 SKビル2階	998-2426	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
八潮歯科医院	中央3-17-7	997-1632	歯科
柳田歯科医院	伊勢野79	998-3355	歯科
吉野歯科医院	八潮2-10-1	995-3222	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科・小児矯正歯科
LeaLea歯科矯正歯科クリニック	中央1-29-6	998-7821	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科



健康・保健



出産・子育て・教育

妊娠を望んだら

▶▶ 不妊検査費用の一部助成

問 子ども家庭支援課 母子保健給付係 ☎933-9707

埼玉県早期不妊検査費・不育症検査費助成事業に基づき、男女そろって受けた不妊検査費用の一部を助成します。

対象者	次のすべての条件に該当する方 ①申請時に法律上の婚姻をしている男女(事実婚関係を含む)で、双方または一方が市内に住民登録がある ②不妊検査開始時に女性の年齢が43歳未満である ③埼玉県内の他市町村において実施する同様の助成金を同一の男女として受けていない
対象となる検査	医師が不妊症の診断のために必要と認めたと一連の検査
助成金額	対象となる不妊検査費用の自己負担額(千円未満切捨て)、上限2万円。ただし、検査開始時に女性の年齢が35歳未満の方は、上限3万円 ※男女につき1回限り
申請・請求期間	検査終了日(検査期間が1年以上の場合は、1年を経過する日)と同一年度内(検査終了後できるだけ速やかに)

▶▶ 不育症検査費用の一部助成

問 子ども家庭支援課 母子保健給付係 ☎933-9707

埼玉県早期不妊検査費・不育症検査費助成事業に基づき、不育症検査費用の一部を助成します。

対象者	2回以上の流産、死産、早期新生児死亡の既往がある方または医師が不育症と判断した方のうち、次のすべての条件に該当する方 ①申請時に法律上の婚姻をしている男女(事実婚関係を含む)で、双方または一方が市内に住民登録がある ②不育症検査開始時に女性の年齢が43歳未満である ③埼玉県内の他市町村において実施する同様の助成金を同一の男女として受けていない
対象となる検査	医師が必要と認めたと不育症のリスク因子の検査
助成金額	対象となる不育症検査費用の自己負担額(千円未満切捨て)、上限2万円。ただし、検査開始時に女性の年齢が35歳未満の方は、上限3万円 ※男女につき1回限り
申請・請求期間	検査終了日(検査期間が1年以上の場合は、1年を経過する日)と同一年度内(検査終了後できるだけ速やかに)

各種助成

申請には、各書類が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧になるか各担当課へお問い合わせください。

▶▶ 妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査 償還払い

問 子ども家庭支援課 母子保健係 ☎933-9707

対象者	受診日に市内に住民登録があり、市が委託した医療機関外で健診・検査を受けた方 ※産婦健康診査は、上記に追加して「こころの健康チェック」を受けている方
助成金額	市で定める基準額と医療機関で支払った妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査費用のいずれか少ない方の額となります。



申請・請求期限	出産日から6カ月以内
---------	------------

▶ 未熟児養育医療給付制度

問 子ども家庭支援課 母子保健給付係 ☎933-9707

未熟児養育医療制度とは、未熟児に対して、養育のため病院に入院することが必要な場合、必要な医療(保険診療分)の給付を行う制度です。

対象者	未熟児で次のいずれかに該当し、病院(指定医療機関)で入院養育を必要とするもの ①出生時の体重が2,000g以下のもの ②生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めたもの
申請・請求期間	出生後2週間以内。ただし、すでに退院し、入院費(保険診療分)を支払った場合には、申請できません。

母と子の健康づくり

▶ 予防接種

問 健康増進課(保健センター) ☎995-3381

対象者	通年
申請・請求期間	市が委託した医療機関での個別接種
持ち物	予防接種予診票、健康保険証、母子健康手帳

● 定期予防接種

子ども(特に乳幼児)の予防接種については、予防接種予診票を配布しますので、接種歴を確認のうえ、保健センターにお問い合わせください。

種類	回数	対象年齢	通知時期
ロタリックス	2回	生後6週から24週まで	生後1カ月になる月の月末に、各予診票(ロタ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、BCG、麻しん風しん1期、水痘)を同封して通知
ロタテック	3回	生後6週から32週まで	
ヒブ(※)	4回	生後2カ月から5歳未満 (接種開始時期により接種回数が異なります)	
小児用肺炎球菌	4回	生後2カ月から5歳未満 (接種開始時期により接種回数が異なります)	
B型肝炎	3回	12カ月未満	
四種混合(※)	4回	生後2カ月から7歳6カ月未満	
五種混合	4回	生後2カ月から7歳6カ月未満	
BCG	1回	12カ月未満	1期:生後1カ月になる月の月末に、各予診票を同封して通知 2期:4月上旬に通知(年長児に相当する歳)
麻しん風しん混合	2回	1期:1歳から2歳未満 2期:年長児に相当する年齢 (5歳以上7歳未満で小学校入学前)	

(※)令和6年4月より、ヒブワクチンと四種混合を合わせた五種混合ワクチンが開始されました。



出産・子育て・教育

種類	回数	対象年齢	通知時期
水痘	2回	満1歳から3歳に至まで (接種前に水痘に罹患した人は対象外です)	生後1カ月になる月の月末に、各予診票を同封して通知
日本脳炎	4回	1期:生後6カ月から7歳6カ月に至まで (初回2回・追加1回 計3回) 2期:9歳から13歳未満(1回)	1期:2歳11カ月になる月の月末に通知 2期:6月上旬に通知(小学4年生)
二種混合	1回	11歳から13歳未満	7月上旬に通知(小学6年生)
子宮頸がん	3回	小学6年生～高校1年生の女子(キャッチアップ接種:平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの方で3回接種未完了の女子)	中学1年生の方には5月までに通知

にじいろ子育て相談室

問 子ども家庭支援課 母子保健係 ☎933-9707

専任の専門職(保健師または助産師)が、妊婦および乳幼児の保護者を対象に、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じています。相談内容によっては、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで継続した支援を行っていきます。

また、相談室には子ども用の身長・体重計を設置しており、いつでも計測ができます。

相談日	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談場所	にじいろ子育て相談室
相談方法	面談(予約不要)、電話相談

妊娠がわかったら

問 子ども家庭支援課 母子保健係 ☎933-9707

●母子健康手帳の交付

「にじいろ子育て相談室」において、妊娠届出書を提出したすべての方と専門職(保健師・助産師)が面談を行いながら、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、母と子の健康状態を一貫して記録するもので、相談や治療に必要なものです。英語・タガログ語・ハングル語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語版の母子健康手帳もありますので、届出の際にお申し出ください。また、希望する方には、父子手帳も配布しています。

●妊婦健康診査

母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査助成券を交付します。これにより健診費用の一部を助成しますので、妊婦健康診査受診の際に、医療機関の窓口へ提出してください。なお、医療機関は市の委託医療機関に限ります。

内容	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査助成券(14回分) HIV抗体検査 子宮頸がん検診※ HTLV-1抗体検査 性器クラミジア検査 <small>※同一年度に八潮市子宮頸がん検診として受けた方は自己負担となります。</small>
----	---

●無料妊婦歯科健康診査

妊娠中は、むし歯や歯周病になりやすいため、歯の手入れはとても大切です。

八潮市歯科医師会では、次のとおり、無料で健診を実施します。

場所	八潮市歯科医師会会員の医療機関
対象者	市内在住の妊婦
内容	歯科医師による歯科健診、保健指導
持ち物	母子健康手帳、健康保険証



●パパ・ママ学級

安心して出産を迎えられるように、パパ・ママ学級を開催しています。

日時	毎月1回(日曜日) 午後1時～4時(予約制)
対象者	妊娠5～7カ月の初妊婦の夫婦
内容	妊娠中の過ごし方、パパの役割など(講話)、赤ちゃんの保育、赤ちゃんのお風呂の入れ方の実習
持ち物	母子健康手帳、筆記用具、手拭きタオル、父子健康手帳(お持ちの方)

●プレママサロン

お産のことや赤ちゃんのことなど、みんなで楽しくおしゃべりしながら、元気にマタニティライフを過ごしましょう。

日時	年9回 午後1時30分～3時30分(予約制)
対象者	妊婦(お子さん連れも可)
内容	ママの交流会と妊婦体操、ママと赤ちゃんの「お口のケアと栄養」、お産と赤ちゃんのお世話
持ち物	母子健康手帳、筆記用具、鏡(6月・10月・2月のみ)

●妊婦さん訪問

妊婦さんのお宅へ、市の研修を修了した「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問します。妊娠中から子育て期までのサービスなどをお伝えし、子育て経験を生かして不安や悩みなどに対応します。また、支援が必要な時には、行政とのパイプ役となり関係機関におつなぎします。

「引っ越してきたばかりで、八潮市のことが分からない」「実家が遠くて、周囲に頼れる人がいない」「ちょっとした悩みだけれど、誰かに聞いて欲しい」など、不安な気持ちに寄り添い、安心して妊娠・出産・育児ができるようお手伝いします。

※事前に予約が必要です。

●出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援とともに、子育てにかかる費用の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に実施します。妊娠中および出産後に面談やアンケートにより継続して相談を行い、妊娠中には出産応援給付金、出産後には子育て応援給付金(国の出産・子育て応援給付金)を給付します。

	伴走型相談支援	経済的支援
妊娠中	母子健康手帳交付時の面談(妊婦本人)・アンケート記入 妊娠8カ月時アンケート・希望者への面談	出産応援給付金 (妊婦1人あたり5万円)
出産後	「赤ちゃん訪問」での面談・アンケート記入	子育て応援給付金 (子ども1人あたり5万円)

赤ちゃんが生まれたら

問 子ども家庭支援課 母子保健係 ☎933-9707

●新生児聴覚スクリーニング検査

医療機関で実施します。母子健康手帳交付時に助成券を交付します。これにより、検査費用の一部を助成します。聴覚障がいや早期発見、早期療育が大切であるため、ぜひ受けましょう。

●産婦健康診査

医療機関で実施します。母子健康手帳交付時に助成券を交付します。これにより、健診費用の一部を助成します。一般的な産婦健康診査のほか、こころの健康チェックを受けていることが助成の条件になります。



出産・子育て・教育

Yashio
photo gallery



ハッピーこまちゃん会



やわた子育てひろば

●赤ちゃんの訪問

赤ちゃんが誕生したすべての家庭を訪問します。

※希望する方は、母子健康手帳の交付時に配布した「出生連絡票」を子ども家庭支援課に郵送または駅前出張所の窓口に設置している「出生連絡票回収ボックス」に投函してください。電子申請も可能です。

●新生児訪問

対象者	育児のことや母乳のことなどで相談のある方
内容	身体計測、育児に関する相談など
訪問する人	助産師、保健師
訪問時期	新生児期～生後2カ月未満

●こんにちは赤ちゃん訪問

対象者	新生児訪問の希望がない家庭
内容	子育て支援の情報提供、赤ちゃんに関するアンケートの実施
訪問する人	こんにちは赤ちゃん訪問員
訪問時期	生後2カ月以降

●未熟児訪問指導

対象者	未熟児養育医療受給者
内容	身体計測、育児に関する相談など
訪問する人	助産師、保健師
訪問時期	新生児期～幼児期

●産後ケア事業

出産後1年以内の母子を対象に、お母さんが穏やかな気持ちで育児ができるよう、助産師等の専門職による育児指導・相談などの支援を行う事業です。産後ケアの種類は、短期入所型・居宅訪問型・通所型があります。それぞれ1日・1回あたりの自己負担額があります。

●子どもの健診

対象の家庭に、個別に通知します。

●4カ月児健康診査

場所	市内委託医療機関
対象者	満3カ月～6カ月未満
内容	身体計測、診察
持ち物	送付された受診票、母子健康手帳

●10カ月児健康診査

場所	市内委託医療機関
対象者	満10カ月～1歳未満児
内容	身体計測、診察
持ち物	送付された受診票、母子健康手帳

●1歳6カ月児健康診査

日時	毎月1～2回 受付＝午後1時～1時45分
場所	保健センター
対象者	満1歳6カ月～2歳未満児
内容	問診、身体計測、診察(小児科・歯科)、保健栄養相談、予防接種相談、はみがき教室 ※必要に応じて耳の聞こえの確認
持ち物	送付されたアンケート、母子健康手帳

●3歳児健康診査

日時	毎月1～2回 受付＝午後1時～1時45分
場所	保健センター
対象者	満3歳～4歳未満児
内容	問診、身体計測、尿検査、眼の屈折検査、診察(小児科・歯科)、保健栄養相談、予防接種相談、はみがき教室 ※必要により視力検査
持ち物	送付されたアンケート、当日朝に採取した尿、母子健康手帳



出産・子育て・教育

Yashio
photo gallery



保育所の水開き



わんぱく相撲

●子どもの相談・教室

●すこやか相談

日時	毎月1回 午後1時30分～4時(予約制)
対象者	満2カ月～未就学児
内容	お子さんの発育・発達や言葉の遅れ、夜尿、落ち着きがないなどの心配がある方の専門相談
持ち物	母子健康手帳

●ママのこころの相談

日時	毎月1回 午前9時30分～11時(予約制)
対象者	子育てに不安を持つ保護者
内容	臨床心理士による相談

●離乳食教室(初期・後期)

日時	毎月1回 午前10時30分～正午(予約制)
対象者	初期…満5カ月～6カ月児 後期…満10カ月～11カ月児
内容	離乳食の進め方の話と実習(初期)・試食(後期)
持ち物	お子さんの口を拭くガーゼなど

●子育てメンタルサロン

日時	毎月1回 午前10時～11時30分(登録制)
対象者	子育てに不安や悩みがある母親または妊婦
内容	テーマに沿ったグループによる交流、情報共有

保育所・学童保育所

▶ 保育所・認定こども園・小規模保育施設

問 保育課 保育係

内線314

保育所などは、就労などのため保育のできない保護者に代わって保育する施設です。また、認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。



●保育施設一覧

保育施設名	受け入れ できる月齢	所在地	電話番号	定員
八条保育所	生後6カ月～ 就学前	八条1567	996-3656	60人
伊草保育所	生後6カ月～ 就学前	伊草372	996-3657	60人
南川崎保育所	生後6カ月～ 就学前	南川崎207-1	996-9642	90人
古新田保育所	生後6カ月～ 就学前	古新田10	996-3500	60人
八潮ひまわり 保育園	生後6カ月～ 就学前	中央1-15-5	997-0321	60人
やしお花桃 保育園	生後57日～ 就学前	二丁目1067-1	969-4193	70人
けやきの森 保育園やしお	生後57日～ 就学前	垢161-1	997-7751	95人
八潮かえで 保育園	生後57日～ 就学前	大瀬2-1-8	994-3007	85人
やしお エンゼル保育園	生後6カ月～ 就学前	八潮4-4-6	998-1717	80人
しおどめ保育園 八潮駅北	生後6カ月～ 就学前	木曾根438-1	995-2600	70人
八潮なないろ 保育園	生後6カ月～ 2歳児	二丁目948-1	954-7717	30人
コピースクール やしおステーション	生後6カ月～ 2歳児	大瀬1-1-1	994-5606	30人
けやきの森保育園 やしお桜園	生後57日～ 就学前	垢127-1	997-3700	90人
八潮 みひかり保育園	生後6カ月～ 就学前	大瀬3-2-5	995-8680	75人
みつもり 保育園	生後6カ月～ 就学前	大瀬4-3-1	954-6703	90人
コピースクール やしおフレスポ	生後6カ月～ 就学前	大瀬1-1-3	954-4837	60人
八潮しおどめ 保育園	生後6カ月～ 就学前	南川崎713-3	997-7788	75人
よつもり 保育園	生後6カ月～ 就学前	大曾根187-1	951-1511	75人



保育施設名	受け入れ できる月齢	所在地	電話番号	定員
コビープリ スクールやしお	生後6カ月～ 就学前	大曽根 1611番地	954-5789	75人
ふれあいしおどめ 保育園八潮	生後6カ月～ 就学前	八潮1-29-2	995-2800	57人
認定こども園 しおどめの森	生後6カ月～ 就学前	木曽根 1041-2	998-1551	118人
しおどめ保育園 小規模認可	生後6カ月～ 2歳児	木曽根 1097-2	998-6677	15人
みひかり 保育園	生後6カ月～ 2歳児	大瀬4-1-5	948-6921	13人
ふえありい保育園 八潮駅南口園	生後6カ月～ 2歳児	大瀬4-1-7	994-5138	15人
ふえありい 保育園 八潮中央園	生後6カ月～ 2歳児	中央4-19-6	994-5131	14人
もりまさ 保育園	生後6カ月～ 2歳児	大瀬1-4-1	998-1127	18人
おひさま 保育園	生後6カ月～ 2歳児	八潮 8-1-17	997-5270	12人
しおどめ保育園 八潮茜町	生後6カ月～ 2歳児	茜町1-10-4	998-3330	18人
ふえありい保育園 八潮大瀬園	生後6カ月～ 2歳児	大瀬3-5-23	951-4629	18人
おひさま保育園 フレンズ	生後6カ月～ 2歳児	中央2-8-5	954-8302	18人
アルタベビー やしお園	生後57日～ 2歳児	八潮3-4-6	954-4314	19人
やしお子心 保育園	生後57日～ 2歳児	二丁目1068-1	948-7397	18人
アルタベビー やしお駅前園	生後57日～ 2歳児	大瀬6-8-9	934-5495	19人
おひさま保育園 フレンズ虹	生後6カ月～ 2歳児	中央2-8-5	954-9937	19人
エンジェルハウス 八潮園	生後57日～ 2歳児	伊勢野559-8	948-6112	19人
オフィク八潮	生後57日～ 2歳児	垢529-5	050-3820-9880	19人
エンジェルハウス 八潮駅前園	生後57日～ 2歳児	大瀬5-8-3	開設準備室 080-2071-9905	19人

●入所基準

保育所などにおいて保育を受ける児童は、その家庭が「保育を必要とする」と認められることが基準になります。

「保育を必要とする」とは、児童の保護者や同居の親族その他の方が、次の事由のいずれかに該当する必要があります。

就労・就学	常時就労している、または教育施設に在学している
母親の出産	妊娠中または出産後間がない
疾病など	病気または負傷し、精神的または身体に障がいを持っている
病人の介護など	長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、いつもその介護にあっている

家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている
求職活動	求職活動を継続的に行っている

●申し込み

保育所などで保育を受ける場合には、「保育の必要性」の認定を受けるための申請が必要です。

保育の認定区分は次のとおりですが、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合には、各施設で直接申し込みをお願いします。

認定区分	対象
1号認定	満3歳以上で、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園での保育を希望する場合

●申込期限

4月の年度初めの入所と、5月から2月までの年度途中の入所を受け付けています。入所希望時期にあわせて申込期限までに、必要書類の提出をお願いします。

入所希望	申込期限
4月	11月下旬(広報紙および市ホームページで案内します)
5月～2月	入所希望月の前月10日まで

●申し込みに必要な書類(別途、書類が必要となる場合があります)

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
 - 保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、母子健康手帳の写し、医師の診断書など)
 - 個人番号(マイナンバー)申告書
- ※子どものための教育・保育給付認定申請書および勤務証明書は、保育課または市ホームページで入手できます。

●保育料

施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を条件として市が設定します。

●幼児教育・保育の無償化

対象となる子ども・施設などは下表のとおりです。

(1)認可保育施設など

保育所、認定こども園、小規模保育施設、 企業主導型保育事業、新制度に移行した幼稚園		
対象	住民税非課税世帯の 0～2歳児	3～5歳児
利用料	無償	
手続き	不要	
問い合わせ	保育課(内線480)	



(2)従来型の私立幼稚園

	入園している場合	預かり保育を利用している場合
対象	入園時期に合わせて満3～5歳児	市から「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児
利用料	通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償
手続き	「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要	
問い合わせ	教育総務課(内線377)	

●市内私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
みひかり幼稚園	八條1760	997-8341
八潮幼稚園	西袋1218-2	996-3733
小倉あさひ幼稚園	大曾根538	996-0303
青和幼稚園	八潮4-4-3	996-0127
八潮ちくみ幼稚園	鶴ヶ曾根124	995-1717
認定こども園 しおどめの森(教育認定)	木曾根1063	996-3268

(3)認可外保育施設など

①認可外保育施設、②一時預かり、③病児保育、 ④ファミリー・サポート・センター		
対象	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	
	住民税非課税世帯の0～2歳児	3～5歳児
利用料	月額上限42,000円まで無償	月額上限37,000円まで無償 ※ただし、(2)の施設を利用している場合は11,300円から預かり保育分として無償化される額を差し引いた額を上限額とする
手続き	「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要	
問い合わせ	①②:保育課(内線480)、 ③④:子育て支援課(内線839)	

(4)障がい児通園施設

児童発達支援、医療型児童発達支援、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など		
対象	住民税非課税世帯の0～2歳児	3～5歳児
利用料	自己負担分が無償	
手続き	不要	
問い合わせ	障がい福祉課(内線428)	

●「子育てのための施設等利用給付認定」の手続き

「(2)従来型の私立幼稚園」の預かり保育および「(3)認可外保育施設など」の無償化の対象となるためには「子育てのための施設等利用給付認定」とあわせて、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

●地域型保育事業の利用

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、19人以下の少人数の単位で0歳児から2歳児までの子どもを預かる保育施設を利用する場合に、保育所や認定こども園での保育を受ける場合と同様に、「保育の必要性」の認定を受けるための申請が必要です。

対象となる施設や申し込みについては、保育課へお問い合わせください。

事業	内容
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、定員5人以下の少人数を対象にきめ細かな保育を行います。
小規模保育	定員6人から19人までの少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行います。

▶障がい児保育

問 保育課 保育係 内線314

公立保育所では、保育所への入所基準に該当する児童で、障がいの程度が軽度から中程度であり、集団保育が可能な児童の受け入れを行っています。

▶一時保育

問 保育課 保育係 内線314

保育時間、保育料は、各保育所へお問い合わせください。

場所	
	コビープリスクールやしおステーション、けやきの森保育園やしお、八潮かえで保育園

※一時保育を利用する場合は、事前登録が必要です。

※けやきの森保育園やしおでは、令和5年4月1日より当面の間、受け入れを中止しています。



▶ 学童保育所

問 保育課 学童保育・施設管理係 内線884

保護者の就労などにより、放課後に保育の必要性がある小学校児童の健全育成を図る施設です。

〈学童保育所施設一覧〉

・公設公営

学童保育所名	所在地	電話番号	定員
わかかさ学童保育所	南川崎826-3	997-7195 (A組) 999-1601 (B組)	70人
やわた学童保育所	中央4-21-25 (八幡小学校内)	997-6821	60人
やなぎのみや学童保育所	柳之宮140 (柳之宮小学校内)	998-0043	30人
だいばら学童保育所	八潮7-42-1 (大原小学校内)	998-9550 (A組) 998-2019 (B組)	60人
はちじょう学童保育所	鶴ヶ曾根1 (八條小学校内)	998-9006	30人

・公設民営

学童保育所名	所在地	電話番号	定員
どんぐり学童クラブ	緑町4-1-1	996-2216	60人
はちじょうきた学童保育所	八條1150 (八條北小学校内)	936-8205	30人
おおぜ学童保育所	大瀬3-9-1 (大瀬小学校内)	998-9088	80人

・民設民営

学童保育所名	所在地	電話番号	定員
けやき学童クラブ	垢127-2	994-1500	80人
ちくみキッズクラブ	南川崎771	954-7272	60人
ちくみキッズクラブ第2	南川崎717-2	954-4925	60人
コピーアフター スクールやしお	大瀬1661-2	959-9737	40人
コピーアフター スクールやしおST	茜町1-1-4	950-8115	30人
コピーアフター スクールやしおしおどめ	南川崎649-2	03-6452-3893	60人

● 開所時間

開所日	開所時間
平日	放課後～午後6時30分
1日保育日（土曜日、学校の休日、夏休みの平日など）	午前8時～午後6時30分

※おおぜ、民設民営の土曜日を除く開所日は午後7時30分まで

● 保育料

児童1人月額9,000円

ただし、家庭の状況により保育料の減額・免除があります。

保育料の減額・免除の対象世帯	減額・免除額
生活保護世帯	全額免除
ひとり親家庭医療費の受給世帯	2分の1減額
学童保育所入所児童が2人以上の世帯	月額1,000円減額 (2人目以降)

● 入所基準

市内の小学校に就学している児童のうち、家庭の保護者や同居する親族その他の者が児童を保育することができない状況であることが入所基準です。

就労・就学	常時就労している、または教育施設に在学している
母親の出産	妊娠中または出産後間がない
疾病など	病気または負傷し、精神的または身体に障がいを持っている
病人の介護など	長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、いつもその介護にあたっている
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	求職活動を継続的に行っている

● 入所期間

4月1日～3月31日(年度途中の入所は毎月1日から)
※翌年度継続して入所を希望する場合、再度入所申請を行う必要があります。

● 公設公営入所手続き

申請時期: 4月1日入所の申請時期は、「広報やしお」または「市ホームページ」で案内します(年度途中入所の申請時期は、入所を希望する月の前月10日まで)。

申請書類: ・八潮市立学童保育所入所申請書

・児童家庭調査書

・保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、母子健康手帳の写しなど)

入所の決定: 家庭での児童の保育状況や学童保育所での受入体制を踏まえ決定

● 公設民営・民設民営学童保育所の入所申請

公設民営学童保育所・民設民営学童保育所の申請は、各民営学童保育所へお問い合わせください。

手当・医療費助成・貸付

▶ ひとり親家庭等医療費

問 子育て支援課 児童給付係 内線209

母子家庭や父子家庭、または親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の18歳年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童とその家庭の母・父・養育者が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給されます。

申請者や同居など生計を同じくしている扶養義務者の所得により、医療費の支給が制限されることがあります。



▶ 児童手当

問 子育て支援課 児童給付係

内線209

● 手当の支給額

<所得制限限度額未満の所得の方>

年齢区分		支給額(月額)
3歳未満(誕生日の月まで)		15,000円
3歳以上	第1子・第2子	10,000円
小学校修了前まで	第3子以後	15,000円
中学校(15歳到達以後最初の3月31日まで)		10,000円

※第1子、第2子、第3子などの認定は、18歳以下のこどもの数で数えます。

<所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の所得の方>

年齢区分	支給額(月額)
0歳から15歳到達以後最初の3月31日まで	一律5,000円/人

<所得上限限度額以上の所得の方>

支給なし

<所得による制限の例>

	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数(カッコ内は例)				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

● 支給の時期

支給の時期	6月	10月	2月
支給の内容	2~5月分	6~9月分	10~1月分

▶ 児童扶養手当

問 子育て支援課 児童給付係

内線209

父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方(父子家庭も対象)に支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 父母が婚姻を解消した子ども • 父または母が死亡した子ども • 父または母に一定の障がい(父または母の障がいの基準のいずれかに該当)がある子ども • 父または母の生死が明らかでない子ども • 父または母に1年以上遺棄されている子ども • 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども • 母が婚姻によらないで懐胎した子ども • 父または母がDV防止法による保護命令を受けた子ども <p>上記の子どもを養育している方で、子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までが支給の対象(一定の障がいのある児童は20歳になるまで支給)</p>
-----	--

手当額(全部支給)	子ども1人の場合	月額44,140円
	子ども2人目加算額	月額10,420円
	子ども3人以降加算額	1人につき6,250円
手当の支給	申請した翌月分から支給	

※手当額は、令和6年2月1日現在のものです。

※手当額は、変更する可能性があります。

● 手当額が減額、停止される場合

児童扶養手当には、所得制限があります。申請者やその配偶者および同居など、生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が制限されることがあります。

● 手当額が半額になる場合(一部支給停止)

- 手当を受給してから5年を経過している方
 - 支給要件に該当してから7年を経過している方など
- ※次のいずれかに該当する場合、一部支給停止の適用除外となります。
- 就業している。
 - 求職活動などの自立を図るための活動をしている。
 - 身体上または精神上の障がいがある。
 - 負傷または疾病などにより就業することが困難である。
 - 受給者が監護する子どもまたは親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態であり、受給者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

▶ こども医療

問 子育て支援課 児童給付係

内線209

市内に住んでいる満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費を助成します。

● 助成対象年齢

入院・通院 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

● 助成対象医療費

各種健康保険の適用を受けた医療費・薬剤費(保険診療一部負担金)

※健康保険から高額療養費や附加給付金などの払い戻しがある場合は、それを除いた分

※保険の対象にならない費用は、助成されません(予防接種、差額ベッド料、薬の容器代、保険外併用療養費(大病院の初診等)など)。

● 手続き

市役所または駅前出張所で登録の手続きをしてください。受給資格証を交付します。



出産・子育て・教育

●必要なもの

- 健康保険証
- 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
※ゆうちょ銀行の場合は、必ず通帳に支店名、振込用の7桁の番号が記入されているもの

●県内の医療機関などで受診する場合

必ず受給資格証をお持ちください。医療機関などで保険証と受給資格証を提示すれば、窓口で保険診療の一部負担金の支払いがなく、申請書の提出は不要です。

- 注) ・受給資格証を提示しなかった場合は、窓口で支払いのうえ、申請書による手続きが必要です。
- 助成対象とならない費用は、支払いが必要です。
 - ひとつの病院などで1カ月に21,000円を超えた場合は、全額支払いしてください。その場合は、申請書による手続きとなります。

※子どもが市民でなくなると、市からの助成は受けられなくなります。住民票を市外に移した場合は、受診のときに必ず医療機関へお伝えください。

●県外で受診、県内の医療機関などで受診したが一部負担金を支払った場合

こども医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、市役所または駅前出張所に提出してください。

申請書は、診療月ごとに、ひとつの医療機関などにつき1枚ずつ必要です。入院と通院がある場合や、病院と薬局でそれぞれある場合は、別々の申請書に分けてください。

●医療機関などによる証明

申請書を医療機関などにお持ちになり、診療月・点数・金額などを記入してもらってください。

なお、証明手数料(文書料)が必要な場合は、申請者の自己負担となります。

●領収書の提出

保険点数が記載されている領収書があれば、医療機関などによる証明の代わりとします。金額のみの領収書は代わりにできません(ただし、医療機関で受診者名・保険点数を書いたものであれば代わりとします)。

領収書は原本を提出してください。写しの提出は原則として認められません。

●助成金の支払い

申請書は、月単位で提出してください。診療を受けた月ではなく、診療を受けた月の翌月以後に提出してください。おおむね、申請があった月の翌月か翌々月に、指定された口座に助成金を振り込みます。

●入院など

健康保険には、高額療養費や附加給付金など、医療費の払い戻しの制度があります。支払いが高額の場合や家族の中で同じ月に入院した方に、払い戻しする場合があります。

こども医療費の申請と別に、健保組合などに手続きが必要な場合もありますので、加入している健保組合などに確認してください。

▶ 母乳育児支援給付金支給事業

問 子育て支援課 児童給付係

内線209

医療機関および助産院における「乳房マッサージおよび授乳指導(乳房ケア)」に係る費用を給付します。

対象者	次の条件をすべて満たす方 ・出産日から1年以内に乳房ケアを受けた方 ・乳房ケアを受けた日および給付金の申請日に住民登録地が市内にある方
支給額	1回の出産につき1回、上限5,000円(消費税および地方消費税含む) ※5,000円に満たない場合は、その金額
申請方法	乳房ケアを受けた日から90日以内に子育て支援課または駅前出張所へ、申請書に領収書を添えて提出

▶ 誕生祝金支給事業

問 子育て支援課 児童給付係

内線209

支給対象となる子ども	誕生の日以後、継続して市内に住所を有する子ども
支給額	1人につき1回のみ、3万円
支給対象者	①支給対象となる子どもの誕生の日において、引き続き1年以上前から市内に住所を有する父または母 ※市内に住所を有する期間が1年に満たない父または母については、その期間が1年以上となった日において支給対象とします。 ②①で支給対象者の属する世帯が、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料を完納している方

子育て支援

問 移動児童館

☎999-0321

0歳から18歳未満の児童とその保護者が、児童館のおもちゃなどで自由に遊ぶことができます。利用料は無料です。開催場所や時間などは、随時、市ホームページでお知らせします。

※小学生未満の子どもは、保護者と一緒にお越しください。

※土足禁止エリアもあるため、靴を入れる袋をお持ちください。

※問い合わせ受付時間 午前8時30分～午後5時15分(火曜日(祝日の場合は翌日)・日曜日・年末年始を除く)



▶ 子育てひろば

問 子育て支援課 子育て支援係 内線839

おおむね3歳未満の児童と保護者の子育て親子が気軽に集い、相互に交流する場です。子どもと一緒に遊ぶことや子育ての悩みや不安など、子育て中の保護者同士で話したり、職員に相談することができます。

名称	場所	日時
やわた子育てひろば ☎080-2242-0200	八潮幼稚園内	月・火・木・金曜日
はちじょう子育てひろば ☎949-6887	りらーと八條(公民館)内	火～金曜日
ゆまにて子育てひろば ☎070-3350-1297	ゆまにて内	火～金曜日
楽習館子育てひろば ☎995-3035	やしお生涯楽習館内	月・水～金曜日
駅前子育てひろば ☎951-0285	やしお子育てほっとステーション内	毎日
おおぜのもり子育てひろば ☎951-3216	みつもり保育園(2階)	月～金曜日

▶ 利用者支援事業

研修を受講した子育てコーディネーターが、子育て親子や妊産婦のニーズに合わせて、子育て相談を受けたり、保育所や幼稚園の多様な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう紹介するなど、適切な子育て支援機関に親子をつなぐサポートをします。

実施場所	やしお子育てほっとステーション内	八潮市役所 子育て支援課内
	大瀬6-4-1 (八潮駅高架下) ☎951-0229	中央1-2-1 ☎070-3352-7497
実施日時	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日曜日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始
対象	妊産婦から子育て親子	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談 保育所・幼稚園等の保育施設の紹介 一時預かりの紹介 ファミリー・サポート・センターや緊急サポートの紹介 保健センターでの予防接種や乳幼児の健診のご案内 その他 	
利用料	無料	

▶ ホームスタート事業

「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」、そのような子育て親子の家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問し、子育て相談や育児・家事などを一緒にを行い、子育て親子をサポートします。

実施場所	大瀬6-4-1(八潮駅高架下) やしお子育てほっとステーション内 ☎951-0269
受付日時	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
訪問日時	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分
訪問回数・時間	週に1回2時間、4回位が目安です。
休業日	土・日曜日、年末年始
対象	市内在住の就学前の子どもがいる子育て親子
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育てでの不安や悩みを聞く 一緒に食事を作る 一緒に買い物に行く 一緒に子育てひろばや児童館に行く 地域の情報や体験談を聞く 子どもと一緒に遊ぶ その他 ※活動は、フレンドシップを主としたものであり、ベビーシッターや家事代行はしません。
利用料	無料

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)と子育ての手助けをしたい方(提供会員)が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、相互援助活動を調整して子育てを支援するものです。

★5市1町(八潮市・草加市・越谷市・三郷市・吉川市・松伏町)の希望するセンターでの援助が受けられます。



病児・病後児サポート

病児・病後児の宿泊を伴う保育、緊急的な一時保育について緊急サポートセンター埼玉に委託しています。

緊急サポートセンターは、病児・病後児の児童の預かりなどの援助を希望する方(利用会員)と育児の援助を行いたい方(サポート会員)を組織化し、相互の紹介を行い、相互援助活動を調整して子育てを支援します。



小中学校

▶ 小中学校一覧

問 教育総務課 庶務係 内線361

区分	学校名	所在地	電話番号
小学校	八條小学校	鶴ヶ曾根1	996-8400
	潮止小学校	南川崎822	996-9955
	八幡小学校	中央4-21-16	996-4042
	大曾根小学校	垢527	996-6372
	松之木小学校	緑町3-9-1	996-1377
	中川小学校	大瀬1516	996-1375
	八條北小学校	八條1150	931-3261
	大瀬小学校	大瀬3-9-1	995-9321
	大原小学校	八潮7-42-1	997-1028
	柳之宮小学校	柳之宮140	995-6091
中学校	八潮中学校	中央1-1-2	996-4219
	大原中学校	八潮5-9-1	996-1378
	八條中学校	八條555	936-2121
	八幡中学校	緑町4-19-1	997-1027
	潮止中学校	古新田530	996-7325

▶ 小中学校の手続き

問 学務課 学務係 内線378

● 転校する場合

市民課で住民登録の手続きを行った後、学務課で手続きをしてください。

市内の学校へ転入	転入学通知書を発行しますので、指定された学校で手続きを行ってください。
市外の学校へ転出	転出事務手続依頼書を発行しますので、在学していた学校へ提出した後、新しい学校で転入手続きを行ってください。
市内での転校	転入学通知書および転出事務手続依頼書を発行しますので、在学していた学校および新しい学校で手続きを行ってください。

● 入学(新1年生)する場合

小学校	毎年11月末頃に、新しく入学する児童の保護者へ就学通知書を送付します。保護者は、就学通知書に必要事項を記入のうえ、指定された学校へ提出してください。
中学校 (市内小学校在学中の児童の場合)	毎年11月末頃に、対象となる児童の保護者へ在学中の小学校を通じて就学通知書を送付します。保護者は、就学通知書に必要事項を記入のうえ、在学中の小学校へ提出してください。
中学校 (市外小学校在学中の児童の場合)	毎年11月末頃に、対象となる児童の保護者へ直接自宅に就学通知書を送付します。保護者は、就学通知書に必要事項を記入のうえ、指定された中学校へ提出してください。

国立・私立学校など	国立・私立学校などへ入学する場合は、その小中学校が発行する入学許可書を学務課へ提出してください。
就学指定校の変更	何らかの事情で指定された学校以外の学校へ就学を希望する場合は、学務課へ申請してください。なお、指定校変更ができるのは、教育委員会の許可基準に該当し、保護者からの申請が相当と認められる場合です。

貸付・助成

▶ 教育資金貸付金

問 教育総務課 庶務係 内線361

市内の小中学校に在学中の児童・生徒または入学する児童・生徒の保護者や高等学校・専修学校や大学に在学中の方または入学する方で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、予算の範囲内で教育資金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額は、小学校の場合、児童1人につき5万円以内、中学校の場合、生徒1人につき10万円以内、高等学校・専修学校の場合30万円以内、大学の場合50万円以内です。

※長田義弘教育基金などを原資としています。

▶ 入学準備金貸付金

問 教育総務課 庶務係 内線361

高等学校・専修学校や大学に入学することが確実な方の保護者で、入学時に要する費用の調達が困難な方を対象に、予算の範囲内で入学準備金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額は、高等学校・専修学校の場合15万円以内、大学の場合25万円以内です。

▶ 交通遺児奨学金制度

問 教育総務課 庶務係 内線361

交通遺児の方を対象に奨学金を支給します(返還不要)。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に居住する方の子どもで親の一方または双方が交通事故を起因として死亡し残された遺児 学校(幼稚園を除く)または専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する方 学資が豊かでない方
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> 小学生 月額 7,000円 中学生 月額 13,000円 高校生 月額 20,000円 大学生 月額 30,000円
支給期間	支給が決定した学年以降の正規の修学期間
支給日・方法	毎年4回、3カ月分を指定口座に振り込み



▶ 小中学校における就学援助

問 教育総務課 庶務係

内線361

経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、就学費用の援助を行っています。

対象者	市内に住所を有し、かつ、国立または公立の小中学校に在籍する児童生徒または新入学予定者の保護者のうち、次に該当する方 ・ 市民税非課税世帯 ・ ひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯 ・ 国民年金保険料の免除を受けている世帯 ・ その他保護者が失業中もしくは職業が不安定であるなどの理由により、生活が大変困窮していると教育委員会が認めた場合
内容	学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、新入学準備費、修学旅行費、児童生徒会費、オンライン学習通信費、学校給食費、医療費(学校保健安全法施行令第8条による疾病)の援助。ただし、要保護(生活保護家庭)の場合は、修学旅行費、医療費のみ。
提出書類	・ 就学援助費申請書 ・ 減免、免除などの通知書または児童扶養手当証書の写し
提出先	通学している学校へ提出(新入学予定者については、教育委員会へ提出)

▶ 教育相談所

問 小中一貫教育指導課 指導係

内線359

臨床心理士をはじめ、専門の相談員が、お子さんの発達や発育に関することや、いじめ、不登校などの相談にあたっています。また、併設の適応指導教室「フレンドスクール」では、何らかの事情で学校に行けない小中学生に、個に応じた学習支援や体験活動、カウンセリング等を行い、集団への適応や社会的自立を支援しています。

生涯学習

▶ 生涯学習学校開放講座

問 社会教育課 社会教育係

内線392

市民に学校施設や人材を開放して学習の機会を提供し、地域に根ざした学校づくり、地域の教育力の向上を図るため、生涯学習学校開放講座を開講しています。

▶ やしお市民大学・やしお市民大学大学院

問 社会教育課 社会教育係

内線365

まちづくりを進めるための「協働の担い手づくり」や市の発展のために行動できる人材の育成を担う機関として、やしお市民大学を開講しています。市民大学で学習、研究したことをより一層深め、まちづくりのリーダーとなる人材の育成のためにやしお市民大学大学院を開講しています。詳しくは、市民大学事務局(☎951-0521)へお問い合わせください。

▶ 生涯学習まちづくり出前講座

問 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当 内線465

出前講座は、市民や民間企業の社員、公共機関の職員、教職員や市職員が講師となりお話しするものです。原則として市内に在住・在勤・在学している5人以上の方で構成された団体・グループなどが利用できます。「きいてみよう」「体験してみよう」「つくってみよう」「みてみよう」の4つで構成される「生涯学習まちづくり出前講座メニュー一覧」の中から学びたい内容を選び、お申し込みください。

- ・ 「生涯学習まちづくり出前講座メニュー一覧」は市ホームページに掲載しているほか、市役所や市内公共施設でも配布しています。
- ・ 講座は、平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内とし、開催場所は市内に限ります。
- ・ 講師料は無料ですが、材料費をいただく場合や、道具を事前に用意していただく場合があります。



出前講座「健康ストレッチ体験講座」

▶ 文化財

問 文化財保護課 文化財保護係

☎997-6666

市内には、国指定重要文化財が1件、国登録文化財が3件、埼玉県指定・選択文化財が5件、八潮市指定文化財が28件、八潮市登録文化財が4件あります。

※文化財の多くは、個人・寺院・神社などで所有し、公開に協力いただいているものです。見学の際は、管理者の許可が必要な場合がありますのでご注意ください。



市内の指定文化財一覧



出産・子育て・教育



障がい者・高齢者・その他の福祉

障がい者(児)福祉

▶ 主な障がい者(児)福祉関係援護制度

問 障がい福祉課 障がい給付係、障がい者支援係
内線453、428

● 障害者総合支援法によるサービス

居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、共同生活援助(グループホーム)など

● 障がい児通所支援

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス

● 在宅サービス

- ・ 寝具クリーニングサービス
- ・ 紙おむつサービス
- ・ 入浴サービス
- ・ 配食・安否確認サービス
- ・ 家具転倒防止器具の取付

● 日常生活の改善

- ・ 日常生活用具の給付
- ・ 補装具の給付
- ・ 重度身体障がい者居宅改善整備費補助

● 行動範囲の拡大

- ・ 移動支援
- ・ 意思疎通支援(手話通訳・要約筆記派遣)
- ・ 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の補助
- ・ 有料道路の割引
- ・ 自動車運転免許取得費用の補助
- ・ 自動車改造費用の補助
- ・ 車椅子の貸出し

● 経済的援護

- ・ 在宅重度心身障害者手当
- ・ 特別障がい者手当
- ・ 障がい児福祉手当
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 心身障害者扶養共済制度
- ・ 重度心身障がい者医療費助成
- ・ 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)
- ・ NHK放送受信料の減免
- ・ 携帯電話の割引
- ・ 修学資金の支給
- ・ 手帳診断書料の補助

※障がいの種別や程度(等級)、所得などにより対象が異なり、一部利用できない場合があります。

▶ 障がい者手帳

問 障がい福祉課 障がい者支援係 内線428

手続きに必要な書類などについては、手帳ごとに異なりますので、障がい福祉課へお問い合わせください。

● 身体障害者手帳

病気やけがのため、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能などに永続する障がいがある方が対象です。

● 療育手帳

児童相談所(18歳未満)、埼玉県リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所:18歳以上)において、知的障がいがあると判定された方が対象です。判定を行う前に、事前に市役所障がい福祉課での面談が必要となります。



●精神障害者保健福祉手帳

精神障がい(てんかん、発達障がい、認知症なども含む)のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象です。

▶ 相談窓口・活動交流の場

問 障がい福祉課 障がい者支援係 **内線428**

名称	所在地	電話番号	内容
障がい者総合相談窓口 コネクト	大瀬1-1-3 (フレスポ八潮2階)	951-1616	障がい者(児)の方やご家族の困りごとや悩みなどの相談
身体障害者福祉センター やすらぎ	鶴ヶ曽根 414-1 (八潮市社会福祉協議会)	997-8553	在宅の身体障がいの方やボランティア活動を行う方の交流の場
知的障害者生活サポートセンター	鶴ヶ曽根 1686-2	998-3722	在宅の知的障がい者(児)の方や介護者の日常生活の支援

名称	所在地	電話番号	内容
精神障害者地域活動支援センター あけぼの	鶴ヶ曽根 1130	998-0852	精神に障がいのある方の相談、交流、憩い、活動、情報の場
障がい者就労支援センター	市役所社会福祉課内	949-6317	障がい者の就労に関する相談・助言・職場定着支援

高齢者支援

▶ 地域包括支援センター

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 **内線448**

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが専門性を生かしながら、チームで高齢者やその家族を支えています。悩みや疑問、困ったことがありましたら、各担当地域の地域包括支援センターへご連絡ください。



障がい者・高齢者・その他の福祉



名称	住所	電話番号	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑	南川崎 210-1	998-8895	二丁目、木曽根、南川崎、伊勢野、八潮1～4・6丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター 八潮	鶴ヶ曽根 1184-4	994-5562	小作田、松之木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1～4丁目、緑町1・2・4丁目、八潮7・8丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	大原455	999-7717	大瀬、古新田、圀、大原、浮塚、大曽根、八潮5丁目、大瀬1～6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑	八條 294-4	930-5123	八條、鶴ヶ曽根、伊草、新町、緑町3・5丁目、伊草1・2丁目

▶ 高齢者在宅福祉サービス

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

在宅での生活に必要な高齢者とその家族を支援する高齢者在宅福祉サービス事業を行っています。
※サービスによって対象となる方の要件が異なります。

● 救急医療情報キット

医療情報を救急隊員に伝えることができる救急医療情報キットの配布。利用者の救急医療情報を容器に入れて、冷蔵庫に保管することにより緊急時の対応に備える。

● 緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器（緊急通報電話機、ペンダント型無線発信機）の貸与と身につけられる見守りキーホルダーの配付

● 紙おむつの給付サービス

毎月1回、必要とする1種類、決められた枚数を給付

● 訪問理美容サービス

市内の理美容店の理容師または美容師が自宅を訪問し、カットなどのサービスを提供

● 配食・安否確認サービス

昼食または夕食のいずれかを自宅へ届け、利用者の安否を確認

● 日常生活用具給付

電磁調理器などの日常生活用具を給付または貸与

● 家具転倒防止器具等取付サービス

たんす・食器棚などの家具が地震などにより転倒するのを防ぐために、家具の転倒防止に有効な器具を3棟まで取付け

● 高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、便所などの増築または改築工事の資金を融資

● 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅の取り壊しなどにより、転居前後の家賃の差額3万円を限度として助成（転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外）

Yashio
photo gallery



太田家住宅・蔵



大瀬の獅子舞

▶ 高齢者支援ネットワーク

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域のみなさんによる見守り体制です。

地域を巡回している事業所や高齢者が立ち寄る商店などの協力により、気にかかる高齢者を見かけた場合に、協力事業所が市や地域包括支援センターへ連絡し、支援につなげます。

※高齢者支援ネットワークの協力事業所を募集しています。登録事業所にはステッカーを配布します。

▶ 高齢者の権利擁護

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

● 高齢者虐待

高齢者虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまった、どうしていいかわからない場合は、1人で抱え込まずに、相談窓口にご連絡ください。また、生命に重大な危険があるなど緊急の場合は、110番へ通報してください。

● 相談窓口

- 埼玉県虐待通報ダイヤル(年中無休 24時間対応)
#7171 または ☎048-762-7533
- 市内各地域包括支援センター(本誌69ページ参照)
- 八潮市役所長寿介護課
地域包括ケア推進係 内線448

▶ 老人福祉センター

問 長寿介護課 高齢者政策係 内線447

60歳以上の方の健康増進、教養向上、話し合いや仲間づくりなどにご利用ください。

寿楽荘	木曽根322	☎995-2847
すえひろ荘	八條665	☎936-9181

● 利用時間 午前10時～午後4時

● 休館日 日曜日、祝日、年末年始

▶ 高齢者ふれあいの家

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

高齢者ふれあいの家は、空き家などを活用して、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどの趣味活動を行う交流の場です。お気軽にご参加ください。

※市では、「高齢者ふれあいの家」の運営費などを助成しています。

名称	日時	場所	参加費
たんぼぼ カフェ	毎週火曜日 午後1時～3時 (祝日を除く) 毎週木曜日 午前10時～午後3時 (祝日を除く)	八條2835-15	100円
カフェ しおどめ	毎週月・水曜日 午後1時～4時 (祝日を除く)	伊勢野257 (公社)八潮市 シルバー人材 センター内	
パルコカフェ	毎週木曜日 午後1時30分～ 3時30分	緑町2-25-19	100円
ふれあいの家 の茶乃間	毎週水・金曜日 (祝日を除く) 午後1時～3時	中央1-5-13	
ふれんど	毎週月・金曜日 午前10時～正午	大曾根452-5	
ポコカフェ ばあ～ばの家	毎週月・木・最終金曜 日(祝日除く) 午前10時～ 午後3時30分	八潮6-8-12	
こうゆう	毎週金曜日 午後2時～4時	垢17	



障がい者・高齢者・その他の福祉

▶ 介護予防

問 長寿介護課 介護支援係 内線449

介護が必要となることを防ぐため、さまざまな事業を行っています。

● 一般介護予防事業

● 対象者 65歳以上の方

教室名	内容
介護予防体操教室	専門の指導員による筋力トレーニングやストレッチなど
若返ろぞ！シニア体操教室	市内公共施設などで行う専門の指導員による筋力トレーニングやストレッチなど
ころばん介護予防教室	女性を対象とした骨折予防のための筋力トレーニングや栄養講話など
俺の体操教室	男性を対象とした筋力トレーニングやストレッチ、栄養講話など
オーラルフレイル予防教室	歯科衛生士によるブラッシング指導、むせ込み軽減のための口腔体操や唾液腺マッサージなど
おいしく食べよう栄養教室	管理栄養士による栄養改善の講話と調理実習など
フレイルチェック事業	健康状態の確認、筋肉量の測定およびフレイル予防についての講座
フレイル予防教室	専門の指導員による筋力トレーニングやストレッチ、栄養講話と社会参加のコツなど
介護支援ボランティア事業	本人の介護予防のための、市内介護保険施設などでボランティアを行う事業
介護予防講演会	健康づくりや口腔の健康などの介護予防をテーマとした講演会
八潮いこい体操	市民が主体となり健康づくりを行うグループ活動
いきいき百歳体操	市民が主体となり健康づくりを行うグループ活動

● 介護予防・生活支援サービス事業

● 対象者

要支援1、2の認定を受けた方および生活や健康状態を確認する「基本チェックリスト」により生活機能の低下が見られた方(事業対象者)

事業名	内容
訪問型サービス	ホームヘルパーや一定の研修を受けた担い手が訪問し、調理や掃除などを一緒に行うなど、利用者ができることが増えるよう支援します。
通所型サービス	デイサービスセンターなどに通い、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。

※専門職などの指導により、生活機能の向上を図る短期集中のサービス(おおむね3カ月間)もあります。

介護保険

▶ 介護保険サービス

問 長寿介護課 介護給付係、介護支援係 内線443、449

介護保険は、介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

▶ 認定を受けるために

問 長寿介護課 介護支援係 内線449

● 要介護認定の申請

介護保険サービスを受けるためには、介護が必要な状態であるかどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要です。



●対象

65歳以上の方または40歳から64歳までの方で、特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態になった方
 ※長寿介護課へ申請(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可)

要介護度により、在宅サービスを受けられる金額や施設に入った場合のサービスの金額が異なります。
 ※申請日現在、介護を必要としていない状態などの場合には、認定されないことがあります。

●審査・判定

次の各段階の手順などにより、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査	市の認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活、家族・居住環境などの聞き取り調査を行います。
主治医意見書	市の依頼により主治医が意見書を作成します。 ※本人による提出は不要
一次判定	訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに行います。
二次判定	一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家で構成される「介護認定審査会」で審査します。
認定・通知	介護認定審査会の審査結果により「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に分けて認定され、原則として30日以内に通知されます。

▶介護サービスの利用

問 長寿介護課 介護支援係、介護給付係 内線449、443

認定結果をもとに、指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに依頼し、本人・家族と話し合いながらケアプランを作成します。要介護認定者はケアプランに基づき、介護保険サービスを利用できます。なお、市内の居宅介護事業所については、市ホームページをご覧ください。

●利用者負担

介護保険からサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1～3割を利用者が負担します。

▶介護保険料

問 長寿介護課 介護給付係

内線443

40歳以上の方は、保険料を負担していただきます。

●65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

各市区町村が3年間を通じた介護サービスに要する費用などに応じた基準額を算出し、所得段階別に保険料が決めます。

特別徴収	老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則として年金の支給の際にあらかじめ介護保険料が差し引かれます。
普通徴収	老齢(退職)年金などの受給額が年間18万円未満の方や年度途中で65歳になった方、転入した方などは、市から送付される納付書で納めてください。

●40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の介護保険料

医療保険の保険料と一体で徴収され、加入している医療保険によって保険料の額が異なります。

▶介護マーク

問 長寿介護課 介護支援係

内線449

認知症などの方の介護は介護していることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。介護中であることを周囲の方に理解していただくため、右の「介護マーク」を無料で配布します。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を介護している方 要介護者などの介護をしている方
配布場所	<ul style="list-style-type: none"> 長寿介護課 社会福祉協議会 老人福祉センター(寿楽荘、すえひろ荘) 地域包括支援センター(やしお苑、ケアセンター八潮、埼玉回生病院、やしお寿苑)



障がい者・高齢者・その他の福祉

▶ 認知症支援

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

● 認知症検診

認知症は早期発見、早期治療することで、進行を遅らせたり、場合によっては症状が改善することもあります。特定健診期間中に、指定医療機関で60歳の方、65歳以上の方を対象に認知症検診を実施しています。費用は無料です。

● 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者になっていただく講座です。受講した方には、オレンジリングと認知症サポーター証をお渡しします。

● オレンジカフェ(認知症カフェ)

オレンジカフェは、認知症の方やその家族、地域の方、専門職の方などがどなたでも参加できる集いの場です。お茶を飲みながら、情報交換や交流ができます。

名称	日時	場所	参加費
はなももカフェ やしお苑	毎月第3日曜日 午前10時～正午	高齢者福祉施設 やしお苑	100円
ヤシオン カフェ	毎月第1日曜日 午後1時～3時	介護老人保健施設 ケアセンター八潮	
思い出喫茶	毎月第4日曜日 午前10時～正午	埼玉回生病院 通所リハビリ室	
オレンジ カフェ	毎月第3金曜日 午前9時30分～ 11時30分	やしお寿苑または りらーと八條公民館	

● 徘徊高齢者家族支援サービス

● 発信装置による位置探索システム

位置探索システムを活用して、徘徊する高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図ります。毎月の利用料を、市が負担します。

● 見守りシール

QRコードが印字された見守りシールを配布しています。QRコードが印字された見守りシールを衣服などに貼り、高齢者が徘徊した場合に、発見者がQRコードを読み取ることで家族と発見者がインターネット上の伝言板を通じて連絡を取り合うことができます。

● 認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が、認知症の心配のある方やその家族を訪問し、必要な医療や介護の調整、家族支援などの初期の支援を行い、日常生活をサポートします。

▶ 私と家族の安心ノート(エンディングノート)

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

高齢者と家族が、終末期の過ごし方について話し合うきっかけづくりとして、「私と家族の安心ノート(エンディングノート)」を配布しています。

市ホームページからどなたでもダウンロードができます。

▶ 在宅医療サポートセンター

問 長寿介護課 地域包括ケア推進係 内線448

在宅療養が必要となった方が、住み慣れた地域で長期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、相談窓口を設置しています。

月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

☎959-9972、Fax959-9982

▶ 長寿祝金の給付

問 長寿介護課 高齢者政策係 内線447

多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿祝金を給付します。

● 対象者

9月15日(基準日)現在、市の住民基本台帳に記録されていて、年度内に満80・88・100歳に達する方

その他の福祉

▶ 民生委員・児童委員

問 社会福祉課 福祉企画係 内線316

毎日の生活で困ったことや心配ごとの相談に応じるほか、行政や関係機関の業務に協力しています。お困りの方は、ご自身の区域を担当する民生委員・児童委員へご相談ください。

※住所により担当委員が異なりますので、社会福祉課へお問い合わせください。

▶ まごころサービス便

問 商工観光課 商工・企業立地係 内線479

高齢者や小さな子どもがいる家庭などで、買い物にでかけることが困難な方から電話やファクスで注文を受け、自宅まで野菜、米、衣料品などの商品をお届けし販売するものです。

登録店に電話・ファクスで注文、他店の商品も一括して配達します。商品を受け取り、代金をお支払いください。

配達料金は、無料です。ただし、原則として1回の注文金額は2,000円以上です。

詳しくは、八潮市商工会(☎996-1926)へお問い合わせください。

注文時間 午前10時～午後4時

配達時間 午後1時～6時





ごみ・環境

家庭ごみの分け方、出し方

▶ ごみを出す際のお願い

問 環境リサイクル課 環境衛生・清掃係 内線235

- ごみは、収集日の朝8時までに出しましょう。
- 燃えるごみやビン、カン類、燃えないごみ、有害ごみは、それぞれ決められた日に透明・半透明の袋(レジ袋も可)に入れて出してください(黒・青袋、紙・麻袋、段ボール箱などには入れない)。
※収集後に出されたごみや分別不良のごみ、ルール違反のごみは収集しません。
- ごみは収集した当日に焼却・破砕処理を行います。ごみの中に貴重品などを混入してしまった場合、一度収集したごみを再び個人へ戻すことはできません。ごみを捨てる際は、貴重品などが含まれていないか、十分に確認をしてください。

▶ ごみ集積所の管理など

問 環境リサイクル課 環境衛生・清掃係 内線235

- 日常の管理は、利用されている方々が共同で行ってください。また、集積所の管理責任者を決めてください(持ち回り可能)。
- 新設・移設は利用者間でよく話し合い、安全に収集作業が行え、利用者以外の第三者に迷惑とならない場所に設けてください。地元的环境衛生委員の承諾を得たうえで、市に届けてください。
- カラスなどによる被害防止のため、ごみ散乱防止ネット(2×3メートル)を貸し出していますので、必要な場合は申請してください。

▶ ごみの分別の仕方

問 環境リサイクル課 環境衛生・清掃係 内線235

- ごみカレンダーは、市役所や各公共施設でお受け取りください。
- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」もご利用ください。登録を希望する方は、次のQRコードから登録手続きをお願いします。



iOS



Android

● 燃えるごみ

- 生ごみ
- プラスチック類
- ランドセル
- せん定枝※長さ50センチメートル以下かつ直径10センチメートル未満
- 皮革製品
- 紙おむつ
- ビデオテープ
- ゴム製品
- ビニール製品
- CD など

※金属が付着・付属しているものは可能な限り取りはずす。

※ごみの大きさは単品で長さ50センチメートル以下、直径10センチメートル未満にする。

※食品白色トレイは再資源化のため、できるだけ次の拠点収集場所などに出す。

市役所、すえひろ荘、りらーと八條公民館・図書館、資料館、やしお生涯学習館、エイトアリーナ、りらーと八幡公民館・図書館、寿楽荘、ゆまにて、シルバー人材センター



●資源ごみ

その週により収集物が異なります。

紙類・布類は、少しでも濡れていると資源になりません。雨の日には出さないようにご協力ください。

ビン・カン類

- 飲料・食料の空きビン(割れたものも可)・空きカン
- 金属製のキャップ ・スプレー缶
- カセット式ガスボンベ

※ビンのキャップは必ずはずす(プラスチック製のものは、燃えるごみへ)。

※スプレー缶やカセット式ボンベは、中身を使いきる。

紙類

- 段ボールは1メートル四方以下にたたみ、ひもで十字にしぼる。
- 新聞紙(広告を含む)はひもで十字にしぼる。
- 雑誌、本、書籍はひもで十字にしぼる。
- ぞつがみ類(封筒、ティッシュペーパーの箱、菓子の外箱など)は紙袋などに入れてひもで十字にしぼる(ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類ははずす)。
- 家庭でシュレッダーした紙類は透明・半透明の袋に入れる(資源にならない紙類は混入させない)。
- 牛乳パックは洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしぼる。

※次の紙類は、燃えるごみの日に出す。

カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料の強いもの(線香、石けん、洗剤など)、油などで汚れているもの、ビニールコート紙、酒類のパック、シール類、ロール紙、アイロンプリント紙などの捺染紙(なっせんし)、感熱紙など

布類

- 布・衣類(タオル、シーツ、カーテン、スカート、ズボン、セーターなど)

※透明・半透明の袋に入れて出す。

濡れたもの、汚れたもの、不衛生なもの、布きれ、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、座布団、綿類などは、燃えるごみの日に出す。



●燃えないごみ・有害ごみ

原則として、単品で1メートル未満および10キログラム未満のもの。

携帯電話、電子たばこなどに使用されている充電式電池(リチウムイオン電池)は、落下などの強い衝撃が加わると発火する場合があります。その他のごみと分けてください。

また、家電量販店などでボックス回収している場合がありますので、ご活用ください。

燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類(粉ミルク・菓子・のり・一斗缶などの大型の缶、なべ、やかん、包丁、ナイフなど) ・小型電気製品(トースター、電子レンジ、ラジカセ、ビデオデッキ、掃除機、プリンター、炊飯器など) ・カメラ、時計、傘、ガスレンジ、ストーブ、ホットカーペット、ファンヒーター、ガラス、せともの類など ・スキー板、ゴルフクラブ、物干し竿など(長さ2メートル未満の細長いもの)
有害ごみ	<p>乾電池、蛍光灯、体温計(水銀計)、ライター</p> <p>※充電式電池はリサイクルが原則です。リサイクル協力店をお持ちください。</p>

●ペットボトル

「PET」のマークが付いているもの(ジュース、炭酸飲料、ミネラルウォーターなどの飲料用、しょう油・みりん用など)毎月2回、土曜日に収集します(第1・第3土曜日収集と第2・第4土曜日収集の地区があります)。

ペットボトル	<p>キャップ、ラベルを必ずはずし、飲み残しなどがないように水で中をすすぎ、つぶす(つぶせない物は、無理につぶす必要はありません)。</p> <p>回収用ネット袋に入れて出す。</p> <p>※回収用ネット袋が足りない場合は、環境リサイクル課(市役所3階)まで取りに来てください。</p>
対象とならないもの(燃えるごみの日に出す)	<ul style="list-style-type: none"> ・「PET」のマークが付いていないもの ・「プラ」のマークが付いているもの ・「PET」のマークが付いていても対象とならないもの(食用油・液体洗剤・シャンプー・リンス・化粧品・医薬品などの容器) ・たばこの吸いがらを詰めたものや薬品・薬剤を入れたもの、工作などで着色したり、テープで貼ったりしたもの

●粗大ごみ(有料)

粗大ごみは、事前に申し込みが必要です(事前に連絡がない場合はお断りすることがあります)。

リサイクルプラザ(☎997-6696 八條2365-1)

処理手数料は、10キログラムあたり165円(消費税込)

※1回あたりの申込点数は、5点まで

●戸別収集

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※毎月2回、日曜日にも戸別収集を行います。

※収集運搬費は1回あたり660円(消費税込)

●直接持ち込み

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※毎月第3週目は、持ち込みできません。

原則として、「燃えるごみ」「ペットボトル」「資源ごみ」「燃えないごみ・有害ごみ」「市では収集しないごみ」以外が対象

●単品で1メートル以上または10キログラム以上のもの

- ・家具類(テーブル、机、イス、タンスなど)
- ・寝具類(マットレス、ベッドなど)
- ・大型の家電(家具調コタツ、大型ファンヒーターなど)
- ・その他(自転車、スノーボード、分解した物置など)

●市では収集しないごみ

販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください(有料)。

- ・テレビ(ブラウン管、液晶、有機ELなど)、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、パソコン(家電リサイクル法などの施行により市では収集しません。)
 - ・処理困難物(耐火金庫、ピアノ、ガスボンベ、消火器、注射器・注射針、薬品・薬剤・農薬、廃油・各種オイル・灯油・ガソリン、塗料、大量の接着剤、自動車などのバッテリー、タイヤ、畳、コンクリート、ブロック、レンガ、タイル、石こうボード、建築廃材、残土、灰、石など)
 - ・事業系ごみ(会社、事務所、工場、作業所、店舗、商店、飲食店、学習塾、運送業、建築・建設業など事業活動から生じるごみ)は、家庭ごみの集積所には出せません。
- ※一般廃棄物は、市が許可した業者に処理を依頼してください。

※産業廃棄物は、埼玉県などが許可した専門の業者に処理を依頼してください。

●問い合わせ

●家電のリサイクル

家電リサイクル券センター 0120-319-640

●パソコンのリサイクル

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

URL <https://www.pc3r.jp/index.html>

●産業廃棄物

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

URL <https://saitama-sanpai.or.jp>



「わが街事典」電子ブックで 八潮市の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、 お手軽に情報をチェック!

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



上下水道

水道

▶ 水道料金の支払い方法

問 水道部 経営課 給水・料金担当 **内線369**

●口座振替による支払い

口座振替のお申し込みの際には「水道使用量等のお知らせ」または「領収書」、「預金口座振替依頼書・預金通帳・お届出印」をお持ちのうえ、次の取扱金融機関の窓口で手続きしてください。

銀行 (各本・支店)	りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、東和銀行、東日本銀行、三菱UFJ銀行、武蔵野銀行、千葉銀行
信用金庫 (各本・支店)	青木信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、埼玉縣信用金庫、東京東信用金庫、城北信用金庫
労働金庫 (本・支店)	中央労働金庫
農業協同組合 (本・支店)	さいかつ農業協同組合
ゆうちょ銀行 および郵便局	関東各県、東京都(島しょを除く)および山梨県
問い合わせ	八潮市水道料金徴収事務等受託者 ☎999-7015

▶ 受水槽の適正管理

問 水道部 経営課 給水・料金担当 **内線369**

ビルやアパートなどの建物では、水道管から給水された水をいったん受水槽にため、ポンプで屋上などにある高架水槽などに汲み上げてから各家庭へ供給している場合があります。受水槽の管理が十分でないと水道水が汚れてしまいます。飲用水を安心して利用するために、受水槽は1年以内に1回清掃するなど適切に管理してください。

▶ 公道(道路上)で漏水している場合

問 水道部 施設課 維持管理担当 **内線483**

道路上で漏水を発見したら、すぐにフリーダイヤルに連絡してください。

公道漏水通報専用フリーダイヤル
フリーダイヤル ヤシオ オーキュー
0120-840-090

▶ 自宅の敷地内で漏水している場合

問 水道部 施設課 維持管理担当 **内線483**

メーターボックス内の止水栓を閉めてから、市指定給水装置工事業者に修繕の申し込みをしてください。



▶ 漏水に伴う水道料金の軽減

問 水道部 経営課 給水・料金担当 内線369

水道料金軽減の対象は、地下漏水または火災に伴うものに限られます(トイレや受水槽のボールタップ故障によるものなどは対象外)。

軽減申請は、市指定給水装置工事事業者が発行する漏水修繕工事証明書が必要です。修繕工事は、必ず市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

▶ 水道メーターの交換

問 水道部 経営課 給水・料金担当 内線369

水道の使用水量を正確に量るため、8年ごとに交換することが法律で定められており、水道部では、交換時期にあたる水道メーターの交換を毎年行っています。

交換時期にあたる方には、事前に「お知らせ」を配布後、市指定給水装置工事事業者が交換工事を行います。交換費用は無料です。

- 宅地内の給水装置(メーターボックスを含む)に破損などが見つかった場合の修理費用は、有料です。
- メーターボックスの上には、植木鉢などの物を置かないでください。
- 犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。

下水道

▶ 下水道使用料

問 下水道課 業務係 内線345

下水道は、家庭や事業所から出る「汚水」と地上に降った「雨水」を集めて処理する施設です。汚水は汚水管を通して、下水処理場できれいな水に再生します。その施設の運営管理の経費を、下水道を利用する皆さんの使用料でまかっています。

▶ 排水設備工事・公共下水道に接続する工事

問 下水道課 管理係 内線422

宅地内の排水設備(台所、風呂、トイレ、洗面所など)工事や公共下水道に接続する工事は、一定の施工基準、技術水準で正しく施工しなければ排水管がつまる原因となります。

市では、排水設備工事に必要な知識と技術を持った工事店を指定しています。

指定下水道工事店でなければ宅地内の排水設備工事や公共下水道に接続する工事ができませんので、市指定下水道工事店へ工事を依頼してください。

▶ 水洗便所等改造資金の貸付制度

問 下水道課 業務係 内線345

宅地内の排水設備(台所、風呂、トイレ、洗面所など)を公共下水道に接続するために、必要な改修工事費用を市が無利子で貸し付けする制度です。

貸付金の限度額は40万円で、工事費の範囲内で貸し付け(1万円未満切り捨て)し、月々1万円の均等払いで返済します。



▶ 雨水貯留施設設置費補助制度

問 下水道課 業務係

内線345

市販の雨水貯留槽の設置や、不要になった浄化槽を転用して雨水貯留施設に改造する方を対象に、設置費の一部を補助しています。

内容	申込条件および補助金額など
市販の雨水貯留槽の設置	市ホームページに掲載しています。
既存浄化槽(単独・合併浄化槽)の改造	(利用をご検討の場合には、事前に下水道課へお問い合わせください。)



市販の雨水貯留槽設置・イメージ
(雨水貯留施設設置費補助制度)

▶ 市指定給水装置工事事業者

問 経営課 給水・料金担当

内線369

- 1) 新築、増改築などの給水装置工事や漏水などの修繕の依頼は、必ず市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。
- 2) 水道工事の契約は工事事業者とお客様自身との契約となります。
- 3) 工事後のトラブルなどを避けるために、次の点に注意してください。

●ポイント

- できるだけ、複数の工事事業者から見積りをとること
- 工事内容や費用についてよく説明を受けること
- 工事後の修繕などのアフターサービスについて十分確認すること



市指定給水装置
工事事業者一覧

●分担金および手数料

分担金一覽	メーター 口径(mm)	分担金 (税込)	区分	メーター 口径(mm)	手数料 (非課税)
	13	154,000円		設計審査 手数料	13~25
20	220,000円	25超	3,000円		
25	363,000円		工事検査 手数料		13~25
50	1,870,000円	25超		2,000円	
75	4,950,000円				
100	9,900,000円				

●口径変更

メーターが 1個の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 口径を大きくする場合(例 13→20)の分担金は、分担金の差額とする(220,000円 - 154,000円 = 66,000円)。 • 口径を小さくする場合(例 20→13)の分担金の差額は返金しない。
メーターが 複数ある場合	<ul style="list-style-type: none"> • メーターおののに対して適用するものとし、合算などはしない。 例)メーター口径13ミリメートルが3個あり、うち2個を口径20ミリメートルにする場合、13ミリメートルから20ミリメートル 66,000円×2個=132,000円。残りの1個は、不要であれば撤去。この場合、132,000円より撤去分の分担金を差し引くことは不可。



上下
水道



暮らし・仕事・交通

住まい

▶ 勤労者住宅資金融資制度

問 商工観光課 消費・労政係 **内線274**

勤労者が自ら市内に居住するための住宅(建売・マンション中古含む)を購入、新築、増改築する方の資金を融資あっせんします。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約による労働者で、賃金、給料などによって生活している方 市内に1年以上居住している方または市内事業所に勤務する方 同一事業所に2年以上勤続している方 年齢が満20歳以上、満55歳未満の方
融資金額	有担保融資=1,000万円以内、無担保融資=500万円以内
融資利率	変動金利(融資利率の上限は、年5パーセント)
融資期間	有担保融資=30年以内(500万円以下は20年以内)、無担保融資=15年以内
償還方法	元利均等月賦償還または元利均等月賦償還・半年賦併用償還
保証人	保証能力を有する連帯保証人が1人以上必要(一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証でも可)
担保	原則として、抵当権第1位(ただし、住宅金融支援機構等公的金融機関併用の場合は後順位もあり)

▶ 住宅改修資金補助金

問 商工観光課 商工・企業立地係 **内線479**

市内の施工業者を利用して、個人住宅を改修(リフォーム)する場合、改修工事に対して工事費の一部を補助する制度です(工事着手前の申請が必要です)。

▶ 無料簡易耐震診断

問 開発建築課 建築指導係 **内線468**

木造戸建て住宅(2階建てまで)の簡易耐震診断を無料で実施しています。建築確認通知書または建物の平面図(柱・壁の位置などがわかるもの)を用意して、開発建築課へお申し込みください(診断には1週間程度要するため、後日、結果を報告します)。

また、簡易耐震診断の結果が「危険」と診断された方や耐震改修工事をお考えの方は、民間の建築士による精密な耐震診断(有料)を受診することをおすすめします。

▶ 既存木造住宅の耐震診断補助

問 開発建築課 建築指導係 **内線468**

地震に対する既存木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を行う方に、その費用の一部を補助します。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手された木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住宅を所有し、1年以上本人が住んでいる方 都市計画法または建築基準法に明らかに違反していない住宅を所有している方 市税を滞納していない方
対象となる耐震診断	建築士法による一級建築士、二級建築士および木造建築士の資格を有し、都道府県などの実施する耐震診断講習会を受講終了したものが行った耐震診断で、その診断が当該年度の3月10日までに完了するもの
補助額	耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額で、5万円を限度とした額



▶ 既存木造住宅の耐震改修補助

問 開発建築課 建築指導係 内線468

既存建築物の耐震化の促進および地震による建築物倒壊による被害の軽減を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事を行う方に、その費用の一部を補助します。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手された建築物で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であると判定された木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> • 市内に住宅を所有し、1年以上本人が住んでいる方 • 都市計画法または建築基準法に明らかに違反していない住宅を所有している方 • 市税を滞納していない方 • 市による同様の補助金を受けていない方
対象工事	耐震診断による総合評価が1.0未満の建物について、1.0以上になるように補強工事を行うもので、その工事が当該年度の3月10日までに完了するもの
工事施工者	建設業法に規定する建設業者または八潮市小規模建設工事等業者登録をしている業者
補助額	改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額で、25万円を限度とした額 ※補助金対象者が65歳以上であり、改修に要した費用が30万円を超える場合は15万円を加算

▶ 危険ブロック塀等撤去改修補助

問 開発建築課 建築指導係 内線468

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、危険ブロック塀等の撤去または改修工事を行う方に、その費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀等	公道に面した高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロック造または組積造の塀で、地震により倒壊する恐れがあると認められるもの(要事前相談)
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> • 危険なブロック塀等の存する土地の所有者または管理者 • 市税を滞納していない方 • 市による同様の補助金を受けていない方
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> • 撤去工事(すべて撤去する工事または公道面からの高さが60センチメートルを超える部分を撤去する工事) • 改修工事(すべてを撤去した範囲内に、新たに安全なブロック塀等を築造する工事) <small>※市内に本店などがある施工業者が行う工事で、当該年度の3月10日までに完了するもの</small>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> • 撤去工事に要した費用の2分の1または1万円/メートルのいずれか少ない額(限度額10万円) • 改修工事に要した費用の2分の1または2万円/メートルのいずれか少ない額(限度額20万円)

▶ 八潮市空家バンク

問 都市計画課 景観デザイン係 内線346・348

市内にある空き家の所有者と、空き家を買いたい・借りたいという利用希望者を結びつけ、空き家の有効な活用を進めていく制度です。制度の利用にあたっての費用は無料ですが、契約が成立した場合には仲介業者へ報酬の支払いが発生します。

市内に空き家を所有されている方で、活用などをお考えの方は、空家バンクの活用をご検討ください。



町会・自治会

問 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当

内線465

町会・自治会は、地域でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合いながら、身近な環境を良くするために、地域住民の皆さんが自主的に運営している組織です。

市内には、44の町会・自治会が組織されており、地域での活動のほか、さまざまな事業を市と協働で実施しています。ぜひ町会・自治会に加入しましょう。

●主な活動内容

- 子どもから高齢者まで、誰でも楽しめる事業を通して、地域のふれあいの場と絆づくりを進めています。
- 防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロールなどを行い、皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくりを行っています。
- 自主防災組織を結成し、防災訓練を行うなど、災害に備えた活動を行っています。

(市内の町会・自治会) 44町会・自治会

入谷町会	新町町会	下大瀬町会	大曽根東町会
高木町会	八潮団地自治会	西古新田町会	大曽根中町会
和耕町会	伊草団地自治町内会	古新田東町会	大曽根西町会
幸之宮町会	ルミナス八潮自治会	垢町会	大曽根北町会
沖通り町会	上二丁目町会	新田町会	浮塚町会
鶴ヶ曽根一町会	上木曽根町会	若柳町会	メゾンパーク 南八潮自治会
鶴ヶ曽根二町会	下二丁目町会	京成北町会	西袋町会
宮田町会	下木曽根町会	京成南自治会	柳之宮町会
小作田町会	南川崎町会	上馬場町会	南後谷町会
松之木町会	伊勢野自治会	中馬場町会	グリーンパーク 第2八潮町会
伊草町会	上大瀬町会	大原町会	アルネックスシティ自治会

市では、「八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」(平成25年4月施行)により、町会・自治会への加入を促進しています。

入会方法や各区域の詳細などは、担当課へお問い合わせください。

産業

▶ 融資制度

問 商工観光課 商工・企業立地係 内線479

市内の中小企業者に対し、経営の健全な発展を図るために必要な資金の融資あっせんを行う制度です。

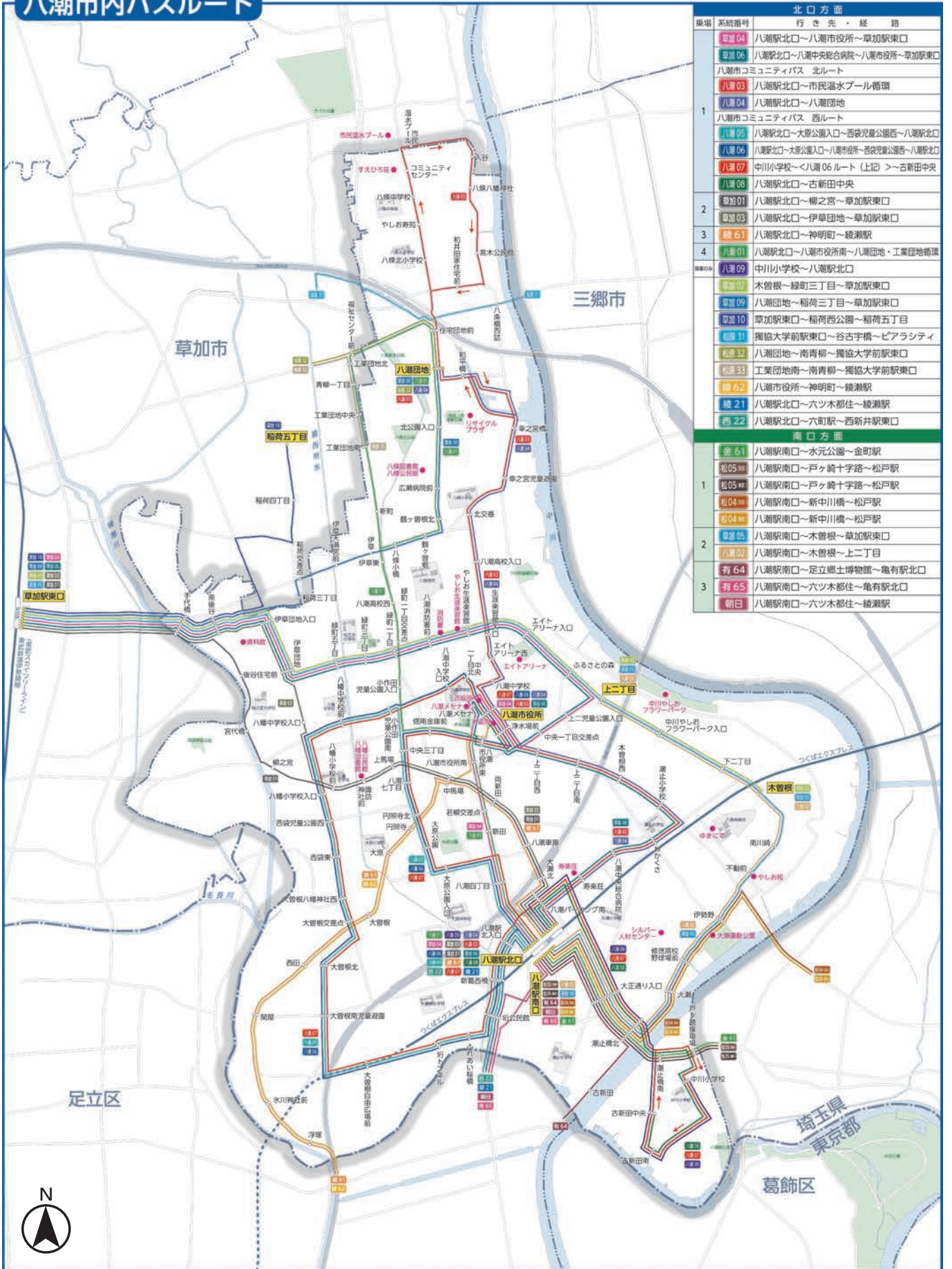
種類	用途	貸付限度額	償還期間	据置期間	償還方法	貸付利率	連帯保証人	担保
一般小口 資金融資	運転資金	1,250万円	10年以内	6カ月以内	元金均等月賦償還	1.75%	・原則として、個人の場合は不要 ・法人の場合は保証協会の定めによる	必要に応じ 請求
	設備資金	同上	12年以内	同上	同上	同上	同上	同上
特別小口 資金融資	運転資金	同上	10年以内	同上	同上	同上	不要	不要
	設備資金	同上	12年以内	同上	同上	同上	同上	同上
商工業近代化 資金融資	運転資金	2,000万円	10年以内	同上	同上	1.85%	・原則として、個人の場合は不要 ・法人の場合は保証協会の定めによる	必要に応じ 請求
	設備資金	3,000万円	12年以内	1年以内	同上	同上	同上	同上
不況対策 資金融資	運転資金	1,000万円	10年以内	同上	同上	1.20%	同上	同上

*用途は、貸付限度額内で併用することができます。ただし、商工業近代化資金融資は、貸付額のうち運転資金は2,000万円を限度とします。

*用途を併用した場合の償還期間および据置期間は、貸付額のうち設備資金が3分の2未満のときは運転資金、3分の2以上のときは設備資金の例によります。

交通

八潮市内バスルート



北口方面	
乗場	系統番号 行き先・経路
1	草加04 八潮駅北口～八潮市役所～草加駅東口
	草加06 八潮駅北口～八潮中央総合病院～八潮市役所～草加駅東口
	八潮市コミュニティバス 北ルート
	八潮03 八潮駅北口～市民温水プール循環
	八潮04 八潮駅北口～八潮団地
	八潮市コミュニティバス 西ルート
	八潮05 八潮駅北口～大塚公園入口～吾妻児童公園西～八潮駅北口
	八潮06 八潮駅北口～大塚公園入口～八潮市役所～吾妻児童公園西～八潮駅北口
	八潮07 中川小学校～八潮06ルート(上記)～古新田中央
	八潮08 八潮駅北口～古新田中央
2	草加01 八潮駅北口～柳之宮～草加駅東口
	草加03 八潮駅北口～伊草団地～草加駅東口
3	草加02 八潮駅北口～神明町～綾瀬駅
	八潮09 中川小学校～八潮駅北口
4	草加07 木曾根～緑町三丁目～草加駅東口
	草加09 八潮団地～稲荷三丁目～草加駅東口
	草加10 草加駅東口～稲荷西公園～稲荷五丁目
	草加31 獨協大学前駅東口～谷古字橋～ピアラシティ
	草加32 八潮団地～南青柳～獨協大学前駅東口
	草加33 工業団地南～南青柳～獨協大学前駅東口
	草加62 八潮市役所～神明町～綾瀬駅
	草加21 八潮駅北口～六ツ木都住～綾瀬駅
	草加22 八潮駅北口～六町駅～西新井駅東口
	草加09 八潮駅南口～水元公園～金町駅
1	草加05 八潮駅南口～戸ヶ崎十字路～松戸駅
	草加05 八潮駅南口～戸ヶ崎十字路～松戸駅
	草加04 八潮駅南口～新中川橋～松戸駅
	草加04 八潮駅南口～新中川橋～松戸駅
2	草加05 八潮駅南口～木曾根～草加駅東口
	草加02 八潮駅南口～木曾根～上二丁目
3	有64 八潮駅南口～足立郷土博物館～亀有駅北口
	有65 八潮駅南口～六ツ木都住～亀有駅北口
草加01 八潮駅南口～六ツ木都住～綾瀬駅	

南口方面	
1	草加01 八潮駅南口～水元公園～金町駅
	草加05 八潮駅南口～戸ヶ崎十字路～松戸駅
	草加05 八潮駅南口～戸ヶ崎十字路～松戸駅
	草加04 八潮駅南口～新中川橋～松戸駅
2	草加05 八潮駅南口～木曾根～草加駅東口
	草加02 八潮駅南口～木曾根～上二丁目
3	有64 八潮駅南口～足立郷土博物館～亀有駅北口
	有65 八潮駅南口～六ツ木都住～亀有駅北口
草加01 八潮駅南口～六ツ木都住～綾瀬駅	

暮らし・仕事・交通



選挙・議会

選挙

問 選挙管理委員会 選挙係

内線264

●選挙権

日本国民で満18歳以上の方に選挙権が与えられます。しかし、選挙の際に八潮市で投票するためには、八潮市に引き続き3カ月以上住んでいて、かつ、八潮市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

●被選挙権

選挙において、候補者になれる資格を被選挙権といいます。被選挙権は、選挙の種類によって次のように定められています。

●衆議院議員・市町村長 満25歳以上の日本国民

●参議院議員・都道府県知事 満30歳以上の日本国民

●都道府県議会議員・市町村議会議員

満25歳以上の日本国民で、かつ当該選挙の選挙権があること

●選挙人名簿の登録

満18歳以上の日本国民で、八潮市において住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住所のある方を、毎年3月・6月・9月・12月の1日現在により登録する定時登録と、選挙が行われる時に登録する選挙時登録によって選挙人名簿に登録されます。

●選挙人名簿の閲覧

●閲覧

選挙人が選挙人名簿の登録の有無を確認する場合、公職の候補者など、政党その他の政治団体が政治活動を行うためにする場合、統計調査などで公益性が高く、政治・選挙に関するものを実施する場合に閲覧が認められます。

なお、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日の5日後までおよび業務に支障がある場合は、原則として閲覧できません(選挙人名簿への登録の有無を目的とした場合に限り、閲覧できる場合があります)。閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分までです(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

●期日前投票

選挙期日(投票日)の当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をすることができます。

投票できる期間は、選挙期日の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

●不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。また、指定病院などに入院している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

●名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に直接または郵便によって投票用紙などの請求をし、交付された投票用紙などを持ち、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に行き投票します。

●指定病院などにおける不在者投票

病院長などを通じて投票用紙などを請求することができ、投票は病院等内でできます。

●郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている方で一定の条件(障がいの程度等)に該当する方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便による方法で投票ができる制度があります。

●点字投票

視力に障がいのある方は、点字を用いて投票することができます。投票所の係員にお知らせください。

●代理投票

身体の故障などにより自ら投票用紙に文字を書くことが困難な場合、投票所で補助者(代理記載係)が選挙人に代わって記載する制度です。

市議会

問 議事調査課 議事係・調査係

内線277

議会は、市の予算・条例などの重要な案件を審議し、議決します。

●議会の開催

市議会は、「定例会」と「臨時会」の2種類があります。定例会は、毎年3月・6月・9月・12月に開催し、臨時会は、必要に応じて開催されます。

●議会の傍聴

●本会議

どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望する方は、傍聴受付の後、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

●委員会

どなたでも傍聴することができます。傍聴の手続きは、本会議と同様です。

●請願・陳情など

市民の皆さんが市政についての意見や要望などを議会に提出できる制度です。

請願は議員の紹介を必要としますが、陳情は必要としません。

提出された請願は、それぞれの委員会に付託され慎重に審査されます。審査結果については、提出された代表者に通知しています。





施設マップ・一覧



公共施設

▶ やしお生涯学習館

鶴ヶ曾根420-2 ☎994-1000

利用時間	午前9時～午後9時30分
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	火曜日(祝日の場合は、その翌日)、年末年始
施設内訳	多目的ホール、軽運動室、映像ホール、陶芸室、工作室、絵画室、音楽室、和室、セミナー室、展示コーナー、市民活動支援コーナー

▶ 八潮メセナ

(八潮市民文化会館・八潮市勤労福祉センター)

中央1-10-1 ☎998-2500

利用時間	午前9時～午後9時30分
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	月曜日(祝日を除く)、年末年始
施設内訳	ホール、展示室、楽屋、練習室、会議室、和室、特別会議室、集会室、研修室

▶ 八潮メセナ・アネックス

(八潮市民文化会館駅前分館)

大瀬1-1-1 マイナループ1階 ☎997-3777

利用時間	午前9時～午後9時30分
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	月曜日(祝日を除く)、年末年始
施設内訳	多目的ホールA・B・C(1部屋ごとのパーティションを取り払い1フロア利用可能)

▶ りらーと八幡公民館

中央3-32-11 ☎995-6216

利用時間	午前9時～午後9時
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	月曜日(祝日の場合は、次の平日)、年末年始
施設内訳	研修室1、研修室2、多目的室1、多目的室2、和室、調理室

▶ りらーと八條公民館

八條2753-46 ☎994-3200

利用時間	午前9時～午後9時
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	月曜日(祝日の場合は、次の平日)、年末年始
施設内訳	大ホール(会議室1・2)、和室1・2

▶ りらーと八幡図書館

中央3-32-11 ☎995-6215

利用時間	午前9時～午後7時
休館日	月曜日(祝日の場合は、次の平日)、年末年始、特別整理期間(春・秋)
内容	図書・雑誌、視聴覚資料の貸し出しなど

▶ りらーと八條図書館

八條2753-46 ☎994-5500

利用時間	午前9時～午後7時
休館日	月曜日(祝日の場合は、次の平日)、年末年始、特別整理期間(春・秋)
内容	図書・雑誌、視聴覚資料の貸し出しなど

▶ 駅前出張所図書窓口

大瀬1-1-1 駅前出張所内 ☎930-7501

利用時間	午前9時～午後7時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始
内容	図書・雑誌、視聴覚資料の予約・受け取り・返却

▶ コミュニティセンター

八條665 ☎936-0507

利用時間	月曜日:午前9時～午後5時 火～日曜日:午前9時～午後9時
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	祝日、年末年始
施設内訳	会議室、実習室、和室、ホール

▶ 老人福祉センター(寿楽荘・すえひろ荘)

寿楽荘:木曾根322 ☎995-2847

すえひろ荘:八條665 ☎936-9181

利用時間	午前10時～午後4時
休館日	日曜日、祝日、年末年始

▶ ゆまにて(勤労者福祉・スポーツセンター)

南川崎523 ☎996-0123

利用時間	午前9時～午後9時
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	月曜日、祝日、年末年始
施設内訳	研修室、音楽室、和室、軽運動室、多目的室、講習室、体育室



▶▶ 八潮市ふるさとハローワーク

中央1-2-1 八潮市役所内1階 ☎998-8609

利用時間	午前10時～午後5時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始

▶▶ エイトアリーナ

鶴ヶ曾根1535-1 ☎999-7011

利用時間	午前9時～午後9時
利用区分	午前・午後・夜間
休館日	第2・4月曜日(祝日の場合は、次の平日)、年末年始
施設内訳	体育室、多目的室

▶▶ リサイクルプラザ

八条2365-1 ☎997-6696

利用時間	午前9時～午後5時
利用区分	午前・午後
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始
施設内訳	展示室、市民工房、会議室

▶▶ 資料館

南後谷763-50 ☎997-6666

利用時間	午前9時～午後5時
利用区分	午前・午後
休館日	月曜日(祝日の場合は、次の平日)、祝日の翌日、年末年始、全館くん蒸期間(秋)
施設内訳	常設展示室、企画展示室、古民家、会議室、学習室、視聴覚講座室

▶▶ 保健センター

中央1-2-1 八潮市役所内1階 ☎995-3381

利用時間	午前8時30分～午後5時15分
休館日	土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始

▶▶ 休日診療所

中央1-2-1 八潮市役所内1階 ☎995-3383

診療日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始
診療科目	内科・小児科
診療時間	午前10時～正午、午後2時～4時

▶▶ 身体障害者福祉センターやすらぎ

鶴ヶ曾根414-1 ☎997-8553

利用時間	午前9時～午後4時
休館日	祝日、年末年始

▶▶ まんまるよやく

問 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当
内線465

● 埼玉県東南部地域公共施設 予約案内システム(まんまるよやく)

「まんまるよやく」は、パソコン・多機能携帯電話(スマートフォン)から、5市1町(八潮市・越谷市・草加市・三郷市・吉川市・松伏町)にある公共施設の抽選申し込みや空き状況の確認などができるシステムです。

● パソコン・スマートフォン用アドレス
<http://cms.manmaruyoyaku2.jp>



● 施設利用申し込み

● 抽選申込施設

- 1日～10日 抽選申込期間
- 11日 抽選日
- 12日～18日 抽選結果確認・当選者利用確定操作
- 19日～ 空き施設の利用申し込みを随時受付

● 抽選未実施施設

抽選未実施施設は、先着順で申し込みができます。
※抽選申込施設・抽選未実施施設ともに、申し込みの受付開始月が異なります。詳しくは、利用施設にご確認ください。

● 利用者登録

- ①公共施設で「登録申請書」を受け取り、必要事項を記入
- ②金融機関で、口座と金融機関届出印の確認を受ける
- ③金融機関で確認を受けた「登録申請書」を公共施設へ提出
- ④利用者登録カードの発行

※施設によって、必要書類が異なりますので、必ず事前に利用施設にご確認ください。

※手続きの際は、身分証明書をお持ちください。

受付公共施設	所在地	電話番号
やしお生涯楽習館	鶴ヶ曾根420-2	994-1000
八潮メセナ	中央1-10-1	998-2500
八潮メセナ・アネックス	大瀬1-1-1 マインループ1階	997-3777
八幡公民館	中央3-32-11	995-6216
八条公民館	八条2753-46	994-3200
コミュニティセンター	八条665	936-0507
ゆまにて	南川崎523	996-0123
エイトアリーナ	鶴ヶ曾根1535-1	999-7011
リサイクルプラザ	八条2365-1	997-6696
資料館	南後谷763-50	997-6666

※公共施設の休館日については、本誌88～89ページをご覧ください。



施設
マップ
・
一覧



外国人の方へ For foreigners

住民登録

▶ 外国人の方の住民票

問 市民課 市民係 内線210

日本人と同様に住民登録の手続きを行い、住民票を作成します。

●対象となる方

- ・中長期在留者（「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格以外の方で、在留期間が3カ月を超えて在留カードをお持ちの方）
 - ・特別永住者
 - ・出生または国籍喪失による経過滞在者
- ※出生または国籍喪失により日本に在留する方は、当該事由が生じた日から60日間は在留資格がなくても在留することができるため、住民登録の対象となります。

●対象とならない方

- ・在留の資格がない
 - ・在留期間が満了している
 - ・在留期間が3カ月以下
 - ・在留資格が「短期滞在」
- ※住民登録がない場合、各種行政サービス（印鑑登録、住民票の写しの発行、国民健康保険など）が利用できなくなるため、在留期間の延長または在留資格の取得が必要です。住民登録が必要な方は、出入国在留管理庁で在留資格取得手続きを行ってください。

●外国人の方の転入・転出の手続き

外国人の方も日本人と同様に、住所変更の手続きが必要です。

- ・市外へ引っ越しする場合は、転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちのうえ、引越先の市区町村で転入の手続きを行ってください。
- ・国外へ出国する場合は転出証明書を発行しませんが、転出の手続きが必要です。また、在留カードを出入国在留管理庁へ返却する場合があります。

●各種申請の受付窓口

在留資格	申請の種類	受付窓口
中長期在留者	住所の変更	・市民課 ・駅前出張所
	在留資格の変更、在留期間の延長、在留カードの更新、氏名や国籍などの変更	・出入国在留管理庁
特別永住者	住所の変更	・市民課 ・駅前出張所
	特別永住者証明書の更新、氏名などの変更	・市民課

がいこくじんせいかつじょうほう 外国人生活情報

▶ 多文化共生 Multicultural symbiosis

問 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当
内線465

多文化共生を推進していくため、国際交流イベントに関すること、日本語ボランティアの養成に関すること、通訳・翻訳ボランティアの登録や活用、ワンナイトステイの受け入れ家庭の登録などを行っています。

そのほか、日本語学習者へボランティア団体による日本語教室の紹介なども行っています。



▶ やしおしがいこくじんしみん 八潮市外国人市民のためのくらしのガイドブック Yashio City Living Guidebook for Foreign Citizens

問 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当
内線465

このガイドブックは、外国人市民が八潮市で暮らすために必要な情報が載っています。

English Version
英語版



简体中文版
中国語版



Bản tiếng Việt
ベトナム語版



がいこくじん せいかつ
外国人の生活ガイド
 A guide to living in Saitama

がいこくご か せいかつじょうほう
 外国語で書かれた生活情報のガイドブックがあります。
 県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html>)からダウンロードできます。



たいおうげんご
対応言語

えいご ちゅうごくご せいご ぽるとがるご ちょうせん かんこくご
 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、朝鮮・韓国語、
 タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語

<Available languages> English, Chinese, Spanish, Portuguese, Korean, Tagalog, Vietnamese, Thai, Indonesian, Nepali, Japanese

とあ 問い合わせ さいたまけんこくさいか 埼玉県国際課 ☎048-830-2717

がいこくじんそうごうそうだん さいたま
外国人総合相談センター埼玉
 Saitama Information & Support (SIS)

がいこくご でんわ せいかつそうだん
 外国語で、電話による生活相談ができます。
 ※専門相談は対面です(予約が必要です)。

SIS gives advice on everyday life issues in foreign languages over the phone.

*SIS also provides face-to-face consultations with specialists . (Reservation is required)

くわ けん
 詳しくは、県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/sogo-sodan.html>)を見てください。



たいおうげんご
対応言語

えいご ちゅうごくご せいご ぽるとがるご かんこく ちょうせんご
 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、
 タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、ウクライナ語、やさしい日本語
 <Available languages> English, Chinese, Spanish, Portuguese, Korean, Tagalog, Vietnamese, Thai, Nepali, Indonesian, Russian, Ukrainian, Plain Japanese

うけつけじかん
受付時間

げつ きんようび ごぜん じ ごご じ
 月～金曜日 午前9時～午後4時
 (しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 (祝日、年末年始を除く))

<Day and Hours> 9:00am - 4:00pm Monday to Friday (Closed on public holidays and New Year's holiday)

とあ 問い合わせ

こうえきざいだんほうじんさいたまけんこくさいこうりゅうきょうかい うんえい
 公益財団法人埼玉県国際交流協会(運営)
 ☎048-833-3296

